指　　示

令和６年３月１５日
給付指 2024-25

業務処理要領（要領第１９７号）の一部改正（諸変更・その他の相談手順の追加）

情報提供先	相談センター　☑	社労士会　☑	健保協会　□	機構健保　□

目的・趣旨	諸変更・その他の年金相談に係る相談手順について、令和 6 年 1 月 29 日【給付連 2024-3】「「年金相談マニュアル」の見直しに関する意見照会（諸変更・その他）」により拠点から聴取した意見を反映した上で、業務処理要領（要領第１９７号）に追加しますので、お知らせします。
指示の内容	１　業務処理要領（要領第１９７号）の改正内容 拠点からの意見を踏まえ、諸変更・その他の年金相談に係る相談手順を見直し、業務処理要領（要領第１９７号）の年金給付業務編に追加します。追加又は一部改正する部分は以下のとおりです。 （１）年金給付業務編「年金相談」への追加（別添１の別紙１） 第 8 章　諸変更・その他 （２）年金給付業務編「年金相談」の一部改正（別添１の別紙２） ①　第 1 章　概要 ②　第 2 章　相談前の対応 ③　第 3 章　老齢年金 ④　第 4 章　障害年金 ⑤　第 5 章　遺族年金・寡婦年金・死亡一時金 ２　改正・施行日 令和 6 年 3 月 25 日 ３　拠点からの意見に対する回答 【給付連 2024-3】で報告のあった意見に対する回答を作成しましたので、別添２により確認してください。
（注意点）	１　改正・施行日以降は、改正後の業務処理要領に基づき処理を行ってください。

	２　個別の相談対応手順が記載されていない諸変更届書については、各業務処理要領等も併せて参照の上、相談対応を行ってください。
別添資料	【別添１】業務処理要領（改正） 【別添２】「年金相談マニュアル（諸変更・その他）」に関する意見・回答

「要報告」の場合	
報告期限	―
報告先	―

テレビ解説対象　☑

要領第１９７号
理事長決定
令和６年３月２５日改正・施行

業務処理要領（改正）

業務処理要領（要領第１９７号）の一部を次のように改正し、令和６年３月２５日から施行する。

改正後	現　行
別紙１「業務処理要領（年金給付業務編）年金相談」参照 別紙２「業務処理要領（年金給付業務編）新旧対照表」参照	

第8章

諸変更・その他

[redacted]

諸変更・その他

第8章　諸変更・その他

8.1　年金受給権者の主な諸変更・その他の手続

8.1.1　年金受給権者の主な諸変更・その他の手続

Check

□　下記の表「年金受給権者の主な諸変更・その他の手続一覧」から届書の様式や業務処理要領の参照先を確認する。

□　参照先に本編の参照先が設定されているものは、参照先の相談手順により対応する。それ以外については、各業務処理要領等を参照の上、本編 8.3 諸変更・その他の相談（共通の相談対応手順）　により対応する。

年金受給権者の主な諸変更・その他の手続き一覧

年金の種類	届書名称・様式	届出が必要な主な場面	業務処理要領の参照先
共通	年金受給権者現況届 様式　年金受給権者現況届（加対者なし） 様式　年金受給権者現況届（短期加対者なし） 様式　年金受給権者現況届（加対者あり） 様式　年金受給権者現況届（短期加対者あり）	誕生月になったとき（機構が地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による本人確認情報の提供を受けられない場合）	☞［要領］本編　8.4.1「年金受給権者現況届」の相談
	生計維持確認届（ハガキ）／生計維持していることの申立書／障害状態及び生計維持確認届／子の生計維持していることの申立書 生計維持確認届（窓口用）	厚生労働大臣が指定する期限までに加給年金額等対象者に対する生計維持確認を行うとき	☞［要領］本編　8.4.2「生計維持確認届」の相談
	年金受給権者氏名変更届	氏名を変更したとき（地方公共団体情報システム機構（J−LIS）から氏名変更情報の提供が受けられない場合）	☞［要領］諸変更 年金受給権者氏名変更届
	年金受給権者住所変更届（住民基本台帳による住所の更新・停止・解除申出書）	・　年金受給権者が住民票上の住所と異なる住所に変更するとき（居所登録するとき） ・　住民基本台帳による住所の更新を抑止している受給権者が住所を変更したとき	☞［要領］諸変更 年金受給権者 住所変更届
	住民基本台帳による住所の更新停止・解除 申出書	年金受給権者に関する住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）からの異動情報による住所の自動更新に	☞［要領］諸変更 住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書

年金の種類	届書名称・様式	届出が必要な主な場面	業務処理要領の参照先
		ついて、自動更新の停止又は停止を解除するとき	
	年金受給権者受取機関変更届（兼年金生活者支援給付金受取機関変更届）	年金（年金生活者支援給付金）の受取口座を変更するとき	☞［要領］諸変更　年金受給権者受取機関変更届
	年金受給権者支払機関登録（変更）届	年金の受取をゆうちょ銀行又は郵便局の窓口受取に変更するとき	☞［要領］老齢・障害・遺族・寡婦　裁定事務（応用事例）　1.5ゆうちょ銀行の窓口受取
	年金受給権者通知書等送付先・受取機関・口座名義変更申出書／住民基本台帳による住所の更新停止・解除申出書（成年後見人等用）	成年後見人等が、年金受給権者に代わって通知書等送付先・受給権者の住民票住所・受取機関・口座名義を変更するとき	☞［要領］諸変更　年金受給権者通知書等送付先・受取機関・口座名義変更申出書／住民基本台帳による住所の更新停止・解除申出書（成年後見人等用）
	年金受給選択申出書（様式第201号） 年金受給選択申出書（様式第202号）※管理帳票	複数の年金を受給できる年金受給権者が、受給する年金を選択するとき	☞［要領］本部回付（選択・再裁定・外国）　国民年金・共済年金（等）・厚生年金保険　年金受給選択申出書
	年金受給権者死亡届（様式第515号）※管理帳票	年金受給権者が死亡したとき	☞［要領］諸変更　年金受給権者死亡届（報告書）
	年金受給権者所在不明届	年金受給権者の所在が不明となってから1月が経過した場合	☞［要領］本編 8.4.3「年金受給権者所在不明届」の相談
	老齢・障害・遺族給付支給停止申出書（様式第590号）	受給権者の申出により、年金給付の全額を支給停止するとき	☞［要領］本編 8.4.4「老齢・障害・遺族給付支給停止申出書（様式第590号）」の相談
	老齢・障害・遺族給付支給停止撤回申出書（様式第591号）	受給権者の申出により、年金給付の全額を支給停止していた者が、支給停止の撤回するとき	☞［要領］本編 8.4.5「老齢・障害・遺族給付支給停止撤回申出書（様式第591号）」の相談
	加算額・加給年金額対象者不該当届（様式第205号）	・年金の加給年金額又は加算対象者となっている配偶者や子が、死亡・離婚・離縁等の生計維持関係の消滅事由が発生したとき ・遺族基礎年金の受給権者である配偶者と子が生計を同じくしなくなったとき	☞［要領］本編 8.4.6「加算額・加給年金額対象者不該当届（様式第205号）」の相談

年金の種類	届書名称・様式	届出が必要な主な場面	業務処理要領の参照先
	厚生年金保険　老齢・障害・遺族　厚生年金額改定請求書（様式第227号）	昭和32年9月以前に第三種被保険者期間がある年金受給権者が、第三種被保険者期間を第一種被保険者期間とみなして年金額の改定を行うとき（厚年法昭和55年附則第63条）	☞［要領］中央年金センター業務編 再裁定等業務 再裁定業務 新法3.3.2昭和55年改正法附則第63条
	年金加入期間確認請求書	年金受給権者が共済組合等の年金を請求する際に必要な、機構所管の年金制度の加入期間及び合算対象期間の証明書の交付依頼があったとき	☞［要領］諸変更 年金加入期間確認請求書
	外国居住年金受給権者住所・受取金融機関登録（変更）届	・ 外国居住者が年金の裁定請求を行うとき ・ 年金受給権者が外国に住所を変更したとき ・ 外国居住の年金受給権者が住所又は受取口座を変更するとき	☞［要領］本部回付（選択・再裁定・外国） 外国居住者に係る手続き書類に関する事務
	租税条約に関する届出書	受給権者が租税条約締結国に居住するとき	☞［要領］本部回付（選択・再裁定・外国） 租税条約に関する届出書・租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書
老齢	特別支給の老齢厚生年金受給権者　老齢基礎年金支給繰上げ請求書（様式第234号）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、老齢基礎年金の支給を繰上げて受けようとするとき	☞［要領］中央年金センター業務編 諸変更業務 請求書・該当届・変更届 特別支給の老齢厚生年金受給権者　老齢基礎年金支給繰上げ請求書（様式第234号）
	老齢基礎・老齢厚生年金裁定請求書/支給繰下げ請求書（様式第235-1号）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者等が、66歳以降に請求するとき	☞［要領］本編 3.5.4 66歳到達後
	老齢基礎年金受給権者　老齢厚生年金請求書（様式第233号）	老齢基礎年金の受給権者が老齢厚生年金の受給権を有するに至ったとき	☞［要領］中央年金センター業務編 諸変更業務 請求書・該当届・変更届 老齢基礎年金受給権者　老齢厚生年金請求書（様式第233号）
	厚生年金保険障害者特例・繰上げ調整額請求書（繰上げ調整額停止事由消滅届）（様式第401号）	・ 特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分のみ）の受給権者が、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、障害の状態（障害等級1～3級）にあるとき ・ 障害の状態（障害等級1～3級）にある者が、老齢基礎年金の一部繰上げ請求を行い、繰上げ調整額を請求するとき	☞［要領］本部回付（扶養・その他） 障害者特例・繰上げ調整額請求書

年金の種類	届書名称・様式	届出が必要な主な場面	業務処理要領の参照先
	老齢厚生年金・退職共済年金加給年金額加算開始事由該当届（様式第229号）	特別支給の老齢厚生年金、老齢厚生年金の受給権者が加給年金を受けられるようになったとき ・　新規裁定時に加給年金対象者登録をしていなかったとき ・　65歳改定又は65歳以降の退職改定時に老齢満了したとき	☞［要領］中央年金センター業務編 諸変更業務 加給 老齢厚生年金・退職共済年金加給年金額加算開始事由該当届（様式第229号）
	老齢基礎年金額加算開始事由該当届（様式第222号）	老齢基礎年金受給権者の配偶者が被用者年金制度の老齢（退職）年金又は障害年金を受けられるようになったため、老齢基礎年金に振替加算が加算されるようになったとき	☞［要領］中央年金センター業務編 諸変更業務 加給 老齢基礎年金額加算開始事由該当届（様式第222号）
	国民年金　老齢基礎年金加算額不該当届（様式第223号）	振替加算が加算された老齢基礎年金の受給権者が、政令で定める退職を支給事由とする年金給付を受けることとなり振替加算の不該当事由に該当したとき	☞［要領］中央年金センター業務編 諸変更業務 加給 国民年金　老齢基礎年金加算額不該当届（様式第223号）
	老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届（様式第583号）	雇用保険法又は船員保険法の失業給付の申込をしたとき若しくは高年齢雇用継続給付等を受けられるようになったとき	☞［要領］本部回付（扶養・その他）　老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届
	国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止（解除）届	議員が老齢厚生年金の受給権者になったとき、又は老齢厚生年金の受給権者が議員になったとき	☞［要領］年金一元化・その他 国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金の在職支給停止に関する事務
	障害基礎・老齢厚生・退職共済年金受給権者胎児出生届（様式第211号）	加給年金額加算開始事由に該当した当時、胎児であった子が出生したとき	☞［要領］中央年金センター業務編 諸変更業務 請求書・該当届・変更届 障害基礎・老齢厚生・退職共済年金受給権者胎児出生届（様式第211号）／厚生年金保険老齢年金・障害年金受給権者胎児出生届（旧）
老齢・障害	老齢・障害給付　受給権者支給停止事由消滅届（様式第207号）	年金の全額が支給停止されていた受給権者の支給停止事由がなくなったとき	☞［要領］本編 4.4「老齢・障害給付 受給権者支給停止事由消滅届」の相談（障害）
	老齢・障害給付　加給年金額支給停止事由該当届（様式第230号）	配偶者加給年金額が加算されている受給権者の配偶者が老齢・退職又は障害を支給事由とする年金を受けられることになったとき	☞［要領］中央年金センター業務編 諸変更業務 加給 老齢・障害給付　加給年金額支給停止

年金の種類	届書名称・様式	届出が必要な主な場面	業務処理要領の参照先
			事由該当届（様式第230号）／厚生年金保険　老齢・障害年金加給年金額支給停止事由該当届（旧）／厚生年金保険　老齢・障害厚生年金加給年金額対象者年金受給報告書
	老齢・障害給付　加給年金額支給停止事由消滅届（様式第231号）	配偶者加給年金額が支給停止されている受給権者の配偶者が障害を支給事由とする年金を受けられなくなったとき	☞［要領］中央年金センター業務編 諸変更業務 加給 老齢・障害給付　加給年金額支給停止事由消滅届（様式第231号）／厚生年金保険　老齢・障害年金加給年金額支給停止事由消滅届（旧）
障害	障害給付 額改定請求書（様式第210号）	障害基礎年金及び障害厚生年金の受給権者が、障害の程度が増進したことにより額改定請求をするとき	☞［要領］本編 4.3「障害給付 額改定請求書」の相談
	障害給付受給権者　障害不該当届（様式第212号）	障害基礎年金・障害厚生年金の受給権者の障害が年金を受ける程度でなくなったとき、又はなおったとき	☞［要領］本編 4.7.4 障害不該当届の相談
	国民年金 障害基礎年金・遺族基礎年金 所得状況届	20歳前障害基礎年金受給権者が所得状況を報告するとき	☞［要領］本編 4.7.2 20歳前障害基礎年金受給権者の所得審査等の相談
	国民年金受給権者支給停止事由該当届（様式第250号）	20歳前障害による障害基礎年金・裁定替障害・遺族基礎年金受給権者が、日本国内に住所を有さなくなった、又は刑務所や少年院に入ることになった場合などで支給が停止されるとき	☞［要領］本編 4.7.3 支給停止事由該当届の相談
	国民年金障害基礎・遺族基礎年金受給権者支給停止額変更届（様式第251号）	20歳前障害による障害基礎年金、裁定替障害基礎年金受給権者が受けている公的年金等の年金給付の額が変更となったとき	☞［要領］本編 4.7.2 20歳前障害基礎年金受給権者の所得審査等の相談
	国民年金受給権者支給停止事由消滅届（様式第252号）	日本国内に住所を有さなくなった、又は刑務所や少年院に入ることになった場合などの事由により、支給停止となっていた20歳前障害による障害基礎年金・裁定替障害基礎年金受給権者の停止事由がなくなったとき	☞［要領］中央年金センター業務編 諸変更業務 その他 国民年金受給権者支給停止事由消滅届（様式第252号）
	国民年金・厚生年金保険　障害基礎・厚生年金受給権者業務上障害補償の該当届（様式第213号）	障害基礎年金（障害厚生年金含む）又は障害厚生年金を受給するに至った傷病について、労働基準法第77条の規定による障害補償を受ける権利を取得したとき	☞［要領］中央年金センター業務編 諸変更業務 その他 国民年金・厚生年金保険　障害基礎・厚生年金受給権者業務上

年金の種類	届書名称・様式	届出が必要な主な場面	業務処理要領の参照先
			障害補償の該当届（様式第213号）
	障害基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金加算額・加給年金額対象者の障害該当届（様式第214号）	加算額又は加給年金対象者である子が、18歳到達日以後の最初の3月31日までの間に障害の状態となったとき	☞［要領］中央年金センター業務編 諸変更業務 請求書・該当届・変更届 障害基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金加算額・加給年金額対象者の障害該当届（様式第214号）
	障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届（様式第229-1号）	障害年金の受給権発生後に生計維持関係が生じた配偶者、子の加算を行うとき	☞［要領］本部回付（扶養・その他） 障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届
遺族	遺族年金受給権者氏名変更理由届	遺族年金受給権者が氏名変更又は氏名訂正したとき	☞［要領］諸変更 遺族年金受給権者氏名変更理由届
	遺族年金失権届	遺族年金の受給権者が、婚姻等の失権事由に該当したとき	☞［要領］諸変更 遺族年金失権届
	遺族（基礎・厚生）年金額改定請求書（様式215号）	被保険者又は被保険者であった者の死亡当時胎児であった子が出生したとき	☞［要領］老齢・障害・遺族・寡婦 裁定事務（共通確認・審査） 2.32遺族（基礎・厚生）年金額改定請求書（様式215号）
	遺族給付受給権者の障害該当届（様式第216号）	遺族年金の受給権者（加給年金額対象者）である子が、18歳到達日以後の最初の3月31日までに障害の状態（1又は2級）となったとき	☞［要領］中央年金センター業務編 諸変更業務 請求書・該当届・変更届 遺族給付受給権者の障害該当届（様式第216号）
	遺族年金受給権者支給停止事由消滅届（様式第217号）	遺族基礎年金遺族厚生年金の全額が停止されていたが、その支給停止事由が消滅したとき	☞［要領］中央年金センター業務編 諸変更業務 請求書・該当届・変更届 遺族年金受給権者支給停止事由消滅届（様式第217号）
	遺族基礎・厚生年金受給権者の所在不明による支給停止・支給停止解除申請書（様式第218号）	遺族基礎年金・遺族厚生年金の受給権者の所在が１年以上明らかでないとき又はその所在が明らかになったとき	☞［要領］中央年金センター業務編 諸変更業務 その他 遺族基礎・厚生年金受給権者の所在不明による支給停止・支給

年金の種類	届書名称・様式	届出が必要な主な場面	業務処理要領の参照先
			停止解除申請書（様式第218号）
	国民年金　遺族基礎年金受給権者支給停止事由該当届（様式第226号）	遺族基礎年金の受給権者又は遺族基礎年金相当額が加算された遺族厚生年金の受給権者である子が、父若しくは母と生計を同じくすることとなったとき	☞［要領］中央年金センター業務編 諸変更業務 請求書・該当届・変更届 国民年金　遺族基礎年金受給権者支給停止事由該当届（様式第226号）

[redacted]

8.2　共通確認項目

8.2.1　相談ブース案内時の確認

(1) 来訪者の本人確認

Check

□　ブース案内時には挨拶の後、担当者名を名乗る。

□　「年金相談・手続受付票」に記入された内容及び本人確認書類から本人確認を行う。

□　来訪者が代理人の場合は、「年金相談・手続受付票」に記載された内容、委任状及び代理人の本人確認書類から本人確認を行う。

□　予約相談で、本人が来所する予定であったが、代理人が来訪した場合は、一般用の「年金相談・手続受付票」の記入を案内し、委任状、代理人の本人確認書類から本人確認を行う。

Point

・　接遇については、「サービス推進の手引き」に従い対応する。また、障害のある来訪者への接遇は、「サービス推進の手引き」別冊『障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応』に従い対応する。

・　予約相談の場合は、事前準備した「年金相談・手続受付票（予約相談用）」を使用する。

・　本人確認ができなかった場合は、個人情報を使用した個別相談ができないため、一般相談を行う。

☞［要領］制度共通業務編　窓口確認　相談受付と本人確認　第２章　窓口相談

☞［要領］制度共通業務編　窓口確認　相談受付と本人確認　1.4　委任状

☞［要領］制度共通業務編　窓口確認　相談受付と本人確認　1.5　個人番号

☞［要領］予約相談実施要領（要領第185号）

☞［手順書］サービス推進の手引き（日本年金機構マナースタンダード）

(2) 相談内容の確認

Check

□　「年金相談・手続受付票」又は「年金相談・手続受付票（予約相談用）」の内容から来訪者に相談内容を聞き取りし、相談内容を確認する。

□　来訪者が代理人の場合は、次のとおり確認する。

・　提出された委任状に不備がないか確認する。

・　相談内容が委任状の「委任する内容」の範囲内であるか確認する。

・　代理人に見込額等のハードコピーや再交付書類を交付する場合は、委任状の「年金の「加入期間」や「見込額」などの交付方法」について「A．受任者に交付を希望する」が選択されていることを確認する。

□　本編 8.1 年金受給権者の主な諸変更・その他の手続きを参照し、相談内容に応じた相談対応を行う。

8.2.2　相談終了時の確認

(1) 相談終了時の案内

Check

□　相談終了時には、必ず他に不明点がないことを確認した上で相談終了する。

□　事後対応を要する等により、窓口担当者において担当者名や連絡先等をお知らせする必要があると判断した場合は、担当者カードを渡す。

Point

不明点について申出があった場合は、内容に応じた説明をする。

☞[指示]経企指2023-16

8.3　諸変更・その他の相談（共通の相談対応手順）

8.3.1　一般的な相談対応

(1) 受給権者原簿の確認

Check

□　相談内容と現在の受給権者原簿の状況を確認し、必要な届書を確認する。

□　届出により年金の支給が再開される場合は、受給権者原簿の住所、氏名、年金受取機関等に変更がないか確認する。

□　差止め又は支払保留になっていないか確認する。

・　現況届未提出により年金の支払が差止めされている場合は、本編8.4.1「年金受給権者現況届」の相談に基づき対応を行う。

・　支払保留になっている場合は、支払保留コードの表示理由に応じた確認を行う。

1：氏名や年金受取機関に変更がないか確認する。

2：未支給年金請求書の受付の有無を確認する。

4：支払保留の入力課所、届書の受付状況等から保留となっている理由を確認する。

6：雇用保険の失業給付（基本手当）、高年齢雇用継続給付の受給状況を確認する。

9：所在不明者の生存が確認できた場合は、「所在不明者差止解除処理票」を起票する。

Point

・　支払保留コードは次のとおり。

1：振込不能・住所不明

2：死亡の疑い（死亡の連絡あり）

3：失権事故

4：その他

5：併給事故（生存調査による不明）

6：失業給付受給

7：支払限度額超過

9：長期差止

☞[要領]諸変更　年金受給権者氏名変更届　3.1届書の内容点検

☞[要領]本部回付（扶養・その他）年金受給権者所在不明届　3.2現況申告書の送付と送付後の対応

(2) 必要な届書の案内

Check

- □ 必要な届書を案内する。
- □ 添付書類が必要な届書の場合は、添付書類も併せて案内する。
- □ 届出により年金生活者支援給付金の支給要件に該当する場合は、「年金生活者支援給付金請求書」の提出を案内する。
- □ 届出により過払いが生じる場合は、返納額と返納方法について丁寧に説明し、「返納方法申出書」の提出を求める。

Point

添付書類は、届書の裏面や各業務処理要領を確認して案内する。

8.3.2 相談終了時の対応

(1) 不備がある場合の対応

Check

- □ 不足している添付書類がある場合等、届書等の提出ができない場合は、「再提出ご確認シート」に、不足書類や提出日等を記入の上交付する。
- □ 郵送での提出も可能であることを案内する。郵送の場合、郵送代は請求者負担となることを説明する。
- □ 来訪を希望される場合は、予約相談を案内する。その場で予約できる場合は予約を取り、「再提出ご確認シート」に予約日時を記入する。
- □ 5年以上遡及する場合は、届出が遅れた場合のリスクを説明する。予約案内時は、予約枠に空きがない場合があるため、その場で予約を取るなどの配慮をする。

(2)「受付控」の交付

Check

- □ 届書等を受付した場合は、受付控（その他）を交付する。

☞［要領］制度共通業務編 受付等 受付控 2.1 受付控の交付

☞［様式］受付控

(3) 決定後の説明

Check

- □ 届書の提出により、何月分の年金からどのような効果があるか説明する。

□　届書が処理される時期や、通知書が届くまでの目安を案内する。
□　年金額に変更がある場合は、届書が処理された支払サイクルの上旬に支給額変更通知書でお知らせする旨を説明する。

(4) 相談終了時の案内

Check

□　相談終了時には、必ず他に不明点がないことを確認した上で相談終了する。
□　次回来訪する場合は、予約を取った上で来所いただくよう案内する。場合によっては、その場で予約を取るなどの対応を行う。

Point

不明点について申出があった場合は、内容に応じた説明をする。

[redacted]

8.4　諸変更・その他の相談（個別の届書の相談対応手順）

8.4.1 「年金受給権者現況届」の相談

年金受給権者が誕生月を迎えたときの相談対応

(1) 受給権者原簿の確認

Check

□　受給権者原簿の現況表示を確認し、「年金受給権者現況届」（以下「現況届」という。）の提出が必要であるか確認する。

□　加給年金額又は加算額（以下「加給年金額等」という。）の対象者について確認する。

Point

- 機構は年金受給権者の現況（生存の事実等）又は加給年金額等対象者に対する生計維持関係の確認を毎年行っている。
- 住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を基に現況確認を行うため、住基ネットから本人確認情報の提供を受けられる年金受給権者は、現況届の提出は不要となる。
- 住基ネットから本人確認情報の提供を受けられない場合は、機構から受給権者原簿に登録されている住所宛てに、誕生月の月初めに現況届が送付される。年金受給権者は、誕生月の末日までに現況届を記入し、提出しなければならない。
- 住基ネットから本人確認情報の提供を受けられる場合であっても、次の届書については受給権者の届出が必要となる。

  ①　障害状態の確認が必要な者は「障害状態確認届」

  ②　加給年金額等対象者に対する生計維持関係の確認が必要な者は「生計維持確認届」

(2) 制度説明

Check

□　現況届の制度について説明する。

- 年金受給権者の生存を確認するため、毎年１回誕生月に現況届の提出が必要となる。
- 提出期限は誕生月の末日となる。
- 提出期限までに現況届の提出がされない場合、年金の支払が一時差止めされる場合がある。

□　年金受給権者の所在が１か月以上確認できない場合は、本編8.4.3「年金受給権者所在不明届」の相談に基づき対応を行う。

□　離婚や死亡等により、加給年金額等対象者と生計維持関係にない場合は、以下の内容を説明する。

・「加算額・加給年金額対象者不該当届（様式第205号）」の提出が必要となる。

・不該当日が遡及し過払いが生じる場合は、返納額と返納方法について丁寧に説明し、「返納方法申出書」の提出を求める。

Point

返納方法申出書の受付は、本部回付（選択・再裁定・外国）　年金決定の訂正に関する事務（様式第127号）3.1.2「返納方法申出書」の確認　を参照。

☞［要領］本部回付（選択・再裁定・外国）　年金決定の訂正に関する事務（様式第127号）　3.1.2「返納方法申出書」の確認

(3)「年金受給権者現況届」の案内

Check

□　記入内容及び添付書類について、諸変更　年金受給権者現況届　3.1届書の点検項目に基づき点検する。

☞［要領］諸変更　年金受給権者現況届 3.1届書の点検項目

☞［様式］年金受給権者現況届（加対者なし）

☞［様式］年金受給権者現況届（短期加対者なし）

☞［様式］年金受給権者現況届（加対者あり）

☞［様式］年金受給権者現況届（短期加対者あり）

(4)「受付控」の交付

Check

□　届書等を受付した場合は、受付控（その他）を交付する。

☞［要領］制度共通業務編 受付等 受付控 2.1 受付控の交付

☞［様式］受付控

(5) 受付後の説明

Check

□　届書の効果を説明する。

- 年金受給権者の生存及び加給年金額等対象者に対する生計維持関係を確認し、年金の支払が継続される。
- 年金の支払が一時差止めされた後に現況届が提出された場合、支給の再開までに１か月以上の期間を要する。
- 現況届に添付された住民票又は記入された個人番号等を基に、個人番号が収録されると、翌年以降、現況届の提出が原則不要となる。
- 個人番号の申出を行った場合であっても、住基ネットから現況確認を行うことができない者（外国居住者等）は、今後も現況届を提出する必要がある。

Point

業務スケジュールの諸変更取消締切日の直前に現況届を受付し、次回の年金支払が一時差止めとなる可能性がある場合は、年金事務所で現況届の入力処理を行うこともできる。

☞［要領］諸変更　年金受給権者現況届 3.4入力

(6) 相談終了時の案内

Check

□　相談終了時には、必ず他に不明点がないことを確認した上で相談終了する。

Point

不明点について申出があった場合は、内容に応じた説明をする。

8.4.2 「生計維持確認届」の相談

年金受給権者が誕生月を迎え、加給年金額等対象者との生計維持関係の確認が必要なときの相談対応

(1) 受給権者原簿の確認

Check

□ 受給者原簿を確認し、加給年金額又は加算額（以下「加給年金額等」という。）の対象者について確認する。

Point

加給年金額等対象者に対する生計維持関係の確認を行うため、機構から受給権者原簿に登録されている住所宛てに、誕生月の月初めに「生計維持確認届」が送付される。年金受給権者は、誕生月の末日までに「生計維持確認届」を記入し、提出しなければならない。

(2) 制度説明

Check

□ 生計持確認届の制度について説明する。
- 加給年金額等の対象者がいる年金受給権者が、加給年金額等を引き続き受けるために、生計維持に関する届出を毎年１回誕生月に提出する必要がある。
- 提出期限は誕生月の末日となる。
- 提出期限までに届書の提出がされない場合、加給年金額等の支払が一時差止めされる場合がある。

□ 離婚や死亡等により、加給年金額等対象者と生計維持関係にない場合は、「加算額・加給年金額対象者不該当届（様式第205号）」の提出を案内する。

□ 加給年金額の対象者である配偶者が、240月以上（特例で満了している場合を含む。）の老齢厚生年金又は退職共済年金の受給権がある場合、又は障害基礎年金、障害厚生年金等を受給している場合、加給年金は支給停止となることを説明する。支給停止の届出が必要な場合は「老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届（様式第230号）」の提出を案内する。

□ 加給年金額等の不該当日又は支給停止日が遡及し過払いが生じる場合は、返納額と返納方法について丁寧に説明し、「返納方法申出書」の提出を求める。

Point

返納方法申出書の受付は、本部回付（選択・再裁定・外国）　年金決定の訂正に関する事務（様式第127号）3.1.2「返納方法申出書」の確認 を参照。

☞［要領］本部回付（選択・再裁定・外国）　年金決定の訂正に関する事務（様式第127号）　3.1.2「返納方法申出書」の確認

(3)「生計維持確認届」の案内

Check

□　加給年金額等対象者と生計維持関係が継続している場合は、「生計維持確認届」の提出を案内をする。

Point

加給年金額等が一時差止めになっており、加給年金額等一時差止（23-01又は23-11トランズ）の処理年月が10か月以上前の場合は、加給年金額等が一時差止めとなった当時から引き続き生計維持関係が継続している旨を届書の余白に記入するよう説明する。

☞［様式］生計維持確認届（窓口用）

(4)「受付控」の交付

Check

□　届書等を受付した場合は、受付控（その他）を交付する。

☞［要領］制度共通業務編 受付等 受付控 2.1 受付控の交付

☞［様式］受付控

(5) 受付後の説明

Check

□　届書の効果を説明する。

- 加給年金額等対象者に対する生計維持関係を確認し、加給年金額等の支払が継続される。
- 加給年金額等が一時差止めされた後に「生計維持確認届」が提出された場合、支給の再開までに１か月以上の期間を要する。

(6) 相談終了時の案内

Check

□　相談終了時には、必ず他に不明点がないことを確認した上で相談終了する。

Point

不明点について申出があった場合は、内容に応じた説明をする。

8.4.3 「年金受給権者所在不明届」の相談

年金受給権者が行方不明になった等、所在が明らかでない旨の相談があったときの相談対応

(1) 受給権者原簿の確認

Check

□ 受給権者原簿を確認し、年金受給権者所在不明届（以下「所在不明届」という。）の提出が必要であるか確認する。

Point

既に失権処理済みである場合や、所在不明届により支給停止及び差止めされている場合は手続が不要であることを説明する。

（図）所在不明届による差止後の受給権者原簿

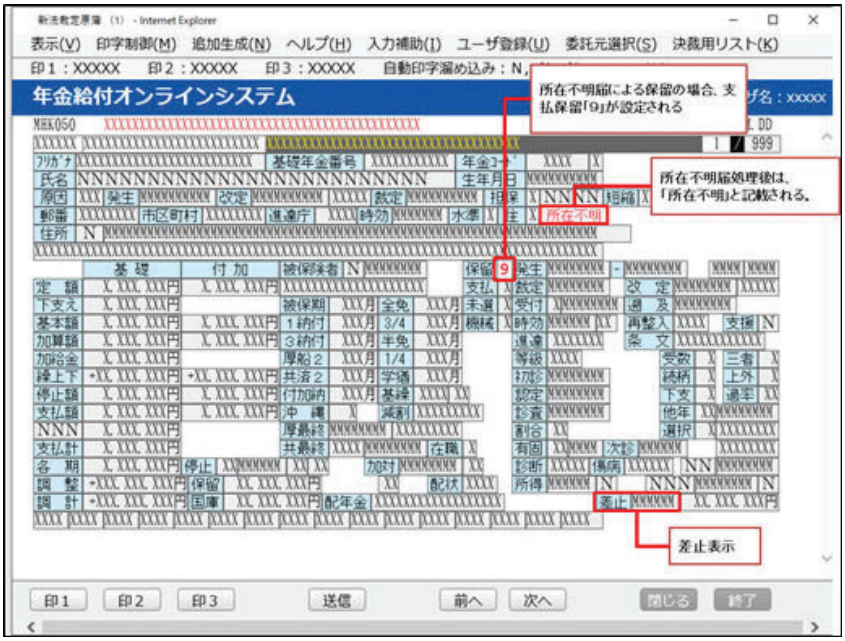

(2) 所在不明届の制度説明

Check

□ 所在不明届の制度について説明する。

- 年金受給権者の所在が1か月以上確認できない場合に、住民票上の世帯が同一の者に所在不明届の提出が義務付けられている。
- 所在不明届が提出された場合は、本人に生存確認のための現況申告書を送付し、提出期限（送付日から1か月後）までに提出されない場合は年金を一時差止めする。

Point

所在不明である者や既に死亡していた者に対し、年金の支給を続けていることが社会的に問題となったことから、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」において、年金受給権者の属する世帯の世帯員に対して平成26年4月1日から届出を義務化する措置が講じられた。

(3) 所在不明となった日の確認

Check

□　所在不明となった日を確認する。

□　相談時において、戸籍上死亡（失踪宣告により死亡とみなされた者を含む。）していないことを確認する。

□　所在不明となった日から1か月以上経過しているときは、速やかに手続が必要であることを説明する。

□　所在不明となった日から1か月未満である場合は、1か月経過しても所在が明らかにならない場合に手続が必要であることを説明する。

Point

- 明らかに事故等による行方不明の場合であっても、行方不明となってから1か月未満である場合は、1か月経過を待ってから所在不明届を提出するよう案内する。
- 既に失踪宣告により死亡とみなされている場合は、所在不明者ではなく死亡者として手続を行う。
- 所在不明となってから7年以上経過している場合は、失踪宣告の手続が行われているか確認する。失踪宣告により死亡とみなされた場合は、年金の受給権が失権することを説明する。

(4) 不在者財産管理人の確認

Check

□　所在不明となった者に不在者財産管理人が選任されているか確認する。

- 不在者財産管理人が選任されている場合
  年金の支払いを継続するため、所在不明届の提出は不要であることを説明する。（所在不明となってから7年以上経過している場合を除く。）
  不在者財産管理人が年金の差止めを希望した場合は、所在不明届の提出を案内する。
- 不在者財産管理人が選任されていない場合
  (5) 以降の対応を行う。

＜留意事項＞

不在者財産管理人が失踪宣告の手続を行わない場合は以下のとおり対応する。

- 不在者財産管理人が選任されている場合で、所在不明となってから7年以上経過している場合は、失踪宣告の手続が行われているか確認する。
- 不在者財産管理人が失踪宣告の手続を行わない場合は、給付指2019-86に基づき対応する。

☞［指示］給付指2019-86

(5) 届出義務者の確認

Check

□ 来訪者が所在不明の者と同一世帯であるか確認する。

□ 来訪者が同一世帯である場合は、来訪者が届出義務者となるため、所在不明届を提出するよう案内する。

□ 同一世帯でない場合は、同一世帯の者がいるか聞き取りする。

- 同一世帯の者がいる場合
  情報提供として預かり、同一世帯の者に所在不明届の提出の案内をすることを説明する。
- 同一世帯の者がいない場合
  提出義務者ではないが、所在不明届の提出の協力を求める。協力を得られない場合は、情報提供として預かることを説明する。

Point

- 来訪者が同一世帯でない場合でも、所在不明届の提出があった場合は、届出義務者からの受付と同様に受付し、現況申告書の送付などの調査を行う。
- 情報提供として預かった場合は、給付指2019-86に基づき、所在不明届の提出勧奨や現況申告書の調査を行う必要があるため、バックヤードに引き継ぎを行う。

☞［指示］給付指2019-86

(6)「年金受給権者所在不明届」の案内

Check

□ 来訪者が所在不明届の提出を行う場合は、届書の記入について案内する。

□ 記入内容について、本部回付（扶養・その他）　年金受給権者所在不明届 3.1.1 届書の受付・点検 に基づき点検する。

☞［要領］本部回付（扶養・その他）　年金受給権者所在不明届　3.1.1届書の受付・点検

☞［様式］年金受給権者所在不明届

(7)「受付控」の交付

Check

□　届書等を受付した場合は、受付控（その他）を交付する。

☞［要領］制度共通業務編 受付等 受付控 2.1 受付控の交付

☞［様式］受付控

(8) 受付後の説明

Check

□　受付後の事務の流れを説明する。

①　所在不明届受付後、生存確認を目的として、所在不明の受給権者宛てに現況申告書を送付するため、受給権者以外の者が代理で記入して提出しないよう説明する。

②　現況申告書が提出期限（送付日から1か月後）までに所在不明者から提出されなかった場合は、年金支給を一時差止めする。

③　現況申告書が提出された場合は、提出された申告書の真正性を確認するため、訪問調査により生存確認を行う。

④　共済組合が支給する厚生年金を受給している場合は、機構から共済組合に所在不明届を展開する。生存確認の方法は、各共済組合により異なるため、共済組合に確認するよう案内する。

⑤　共済組合が支給する共済年金を受給している場合は、共済組合にも手続が必要であることを説明する。

□　年金の差止め後、以下の状況になったら年金事務所に連絡するよう案内する。

①　不在者財産管理人が選任された場合
不在者財産管理人の確認後、差止めを解除し年金を支払う。

②　受給権者の所在が明らかになった場合
現況確認の上、差止めを解除し年金を支払う。

③　受給権者が死亡した場合（失踪宣告による死亡を含む。）
死亡の手続が必要になる。状況に応じて未支給年金、遺族年金、過払いの返納等の説明を行う。

Point

所在不明届提出後の事務処理は、本部回付（扶養・その他）　年金受給権者所在不明届　年金事務所　年金受給権者所在不明届3.2 現況申告書の送付と送付後の対応以降を参照

☞［要領］本部回付（扶養・その他）　年金受給権者所在不明届　3.2 現況申告書の送付と送付後の対応

(9) 所在不明者が、遺族年金の受給権者となっている場合

Check

□　所在不明者が、遺族年金の受給権者となっていることで、同順位者の遺族年金が支給停止になっている場合は、所在が1年以上不明であれば、「遺族基礎・厚生年金受給権者の所在不明による支給停止申請書（様式第218号）」の提出により、所在不明者の遺族年金は所在不明時に遡って支給停止となり、同順位者の遺族年金の支給停止が解除されることを説明する。

Point

同順位者により遺族年金が支給停止される場合は以下のとおり。

遺族基礎年金

- 配偶者及び子：配偶者がいることで子が支給停止
- 複数の子：同順位者がいることで、年金額が按分される

遺族厚生年金

- 配偶者（遺族基礎年金あり）及び子：配偶者がいることで子が支給停止
- 配偶者（遺族基礎年金なし）及び子：子がいることで配偶者が支給停止
- 同順位者が複数（複数の子、父母等）：同順位者により年金額が按分される

(10) 相談終了時の案内

Check

□　相談終了時には、必ず他に不明点がないことを確認した上で相談終了する。

Point

不明点について申出があった場合は、内容に応じた説明をする。

8.4.4 「老齢・障害・遺族給付支給停止申出書（様式第590号）」の相談

年金受給権者が、自らの希望により年金の支給を停止するときの相談対応

(1) 受給権者原簿の確認

Check

□ 受給権者原簿を確認し、「老齢・障害・遺族給付支給停止申出書（様式第590号）」の提出対象の年金を確認する。

□ 他の理由により全額支給停止となっている場合は、「老齢・障害・遺族給付支給停止申出書（様式第590号）」の提出ができないことを説明する。

Point

- 一部支給停止の場合は、申出により停止されていない部分の年金が停止される。
- 老齢・障害・遺族給付支給停止申出書（様式第590号）による支給停止（以下「自ら停止」という。）は、老齢基礎年金・老齢厚生年金を受給している場合、どちらか一方のみ自ら停止の申出を行うことが可能。同様に、障害基礎・障害厚生年金や、遺族基礎・遺族厚生年金の組合せで受給している場合もいずれか一方の年金の自ら停止の申出が可能。老齢基礎年金について自ら停止の申出を行うときは、付加年金は同時に停止となる。（付加年金のみ自ら停止の申出を行うことは可能。）
- 被用者年金一元化後に、複数の実施機関から同一支給事由の厚生年金を受給している場合は、一つの厚生年金について自ら停止の申出を行うと、同一支給事由の全ての厚生年金について自ら停止の申出を行ったものとみなされる。

(2) 制度説明

Check

□ 自ら停止の制度について説明する。

- 支給停止申出書を提出した場合、提出日の属する月の翌月分から支給停止される。（遡及して停止することはできない。）
- 停止された年金は、遡って支給停止解除をすることができない。
- 停止解除を行う場合は、支給停止撤回の申出書の提出が必要となり、撤回の申出書を提出した日の属する月の翌月分から支給が再開される。
- 撤回の申出書には、添付書類が必要になる場合がある。
- 複数の年金を受給している場合、停止する年金を選択することができるが、同一支給事由の厚生年金を複数の実施機関から受給している場合は、同一支給事由の厚生年金については全ての実施機関から支給されている厚生年金の自ら停止の申出を行わなければならない。（ワンストップサービスの対象となる。）

□　自ら停止の申出を行う者が配偶者の加給年金の対象配偶者になっている場合は、自ら停止により支給停止しても、配偶者の加給年金は支給停止解除されないことを説明する。

□　労働者災害補償給付、児童扶養手当、傷病手当金等、年金を受給していることを理由に支給額の調整を行っている給付については、自ら停止が行われても、その年金の支給が停止されていないものとみなされるため、支給額の調整は解除されないことを説明する。

□　配偶者に遺族基礎年金が支給されている場合は、以下の内容を説明する。

・　配偶者の自ら停止により、子の遺族基礎年金の配偶者の受給による支給停止は解除される。ただし、子が父又は母と生計を同じくしている場合は、父又は母と生計を同じくすることによる支給停止となる。
なお、子の遺族厚生年金は配偶者の遺族厚生年金に自ら停止が行われても支給停止は解除されない。

・　状況に応じて、子の遺族基礎年金の「遺族年金受給権者支給停止事由消滅届（様式第217号）」及び「遺族基礎年金受給権者支給停止事由該当届（様式第226号）」の提出が必要となる。

□　制度説明を行った結果、自ら停止の申出書を提出しない旨の意思表示があった場合は、(6) 相談終了時の案内を行う。

(3)「老齢・障害・遺族給付支給停止申出書（様式第590号）」の案内

Check

□　説明を行った結果、自ら停止の申出を希望された場合は、「老齢・障害・遺族給付支給停止申出書（様式第590号）」を案内する。

□　記入内容について、本部回付（扶養・その他）　老齢・障害・遺族給付・支給停止申出書 3.1.1老齢・障害・遺族給付　支給停止申出書 に基づき点検する。

注意

停止を希望する年金を正しく聞き取り、本人の希望と異なる年金が停止されないよう注意すること。

☞［要領］本部回付（扶養・その他）　老齢・障害・遺族給付・支給停止申出書　3.1.1 老齢・障害・遺族給付　支給停止申出書

☞［様式］老齢・障害・遺族給付支給停止申出書（様式第590号）

(4)「受付控」の交付

Check

□　届書等を受付した場合は、受付控（その他）を交付する。

☞［要領］制度共通業務編 受付等 受付控 2.1 受付控の交付

☞［様式］受付控

(5) 受付後の説明

Check

□　届書の効果を説明する。

①　申出書提出日の属する月の翌月分からの支給停止となること。

②　支給停止が反映される支払時期。（○年○月支払分から停止される等）

③　受給権者への通知は、支給額変更通知書の送付により行われること。

□　支給を再開する方法について説明する。

①　年金の支払を再開する場合は、「老齢・障害・遺族給付 支給停止撤回申出書（様式第591号）」の提出が必要であること。

②　支給停止の撤回は、遡及して撤回することができず、申出書を提出した日の翌月分からの反映となるため、撤回を希望する場合は速やかに手続を行う必要があること。

③　撤回の申出の際には、状況に応じて添付書類が必要になる場合があること。

＜留意事項＞

受給している年金が障害年金の場合は、撤回の際に診断書や所得確認（635X、265Xの場合）が必要になる場合があるため、併せて説明する。

(6) 相談終了時の案内

Check

□　相談終了時には、必ず他に不明点がないことを確認した上で相談終了する。

Point

不明点について申出があった場合は、内容に応じた説明をする。

8.4.5 「老齢・障害・遺族給付支給停止撤回申出書（様式第591号）」の相談

年金受給権者が、自らの希望により支給停止した年金の支払いを再開するときの相談対応

(1) 受給権者原簿の確認

Check

□ 受給している全ての受給権者原簿を確認し、「老齢・障害・遺族給付支給停止申出書（様式第590号）」の提出による支給停止（以下「自ら停止」という。）であること（51-18Tr）を確認する。

□ 自ら停止以外の理由により、支給停止や差止めされている場合は、支給停止や差止めの理由及びその対処方法について説明する。

(2) 制度説明

Check

□ 自ら停止の撤回の制度について説明する。

- 支給停止撤回申出書を提出した場合、提出日の属する月の翌月分から支給停止が解除される。
- 停止された年金は、遡って支給停止解除することができない。
- 複数の年金が申出による支給停止となっている場合、停止解除する年金を選択することができるが、同一支給事由の厚生年金を複数の実施機関から受給している場合は、同一支給事由の厚生年金については、全ての実施機関から支給されている厚生年金の停止解除の申出を行わなければならない。（ワンストップサービスの対象となる。）

□ 配偶者の遺族基礎年金の自ら停止の撤回である場合は、以下の内容を説明する。

- 配偶者の自ら停止により子の遺族基礎年金の支給停止は解除されていたが、自ら停止の撤回により配偶者の遺族基礎年金が支給停止解除されると、子の遺族基礎年金は配偶者の受給による支給停止（51-13Tr）となる。

(3)「老齢・障害・遺族給付支給停止撤回申出書（様式第591号）」の案内

Check

□ 説明を行った結果、自ら停止の撤回を希望された場合は、「老齢・障害・遺族給付支給停止撤回申出書（様式第591号）」を案内する。

□ 記入内容及び添付書類ついて、本部回付（扶養・その他）　老齢・障害・遺族給付・支給停止申出書 3.1.2老齢・障害・遺族給付　支給停止撤回申出書の点検項目 に基づき点検する。

＜留意事項＞

- 停止の撤回を希望する年金を正しく聞き取り、本人の希望と異なる年金が撤回されないよう注意する。
- 障害年金の支給停止撤回の場合は、診断書の有期固定年数を確認し、有期固定年金を超えている場合は、診断書の提出が必要になる。
- 無拠出の障害基礎年金（年金コード635X、265X）の場合は、所得確認が必要となる。
- 支給停止の撤回により、年金生活者支援給付金の支給要件に該当する場合は、「年金生活者支援給付金請求書」の提出を案内する。

☞［要領］本部回付（扶養・その他）　老齢・障害・遺族給付・支給停止申出書　3.1.2 老齢・障害・遺族給付　支給停止撤回申出書の点検項目

☞［様式］老齢・障害・遺族給付支給停止撤回申出書（様式第591号）

(4)「受付控」の交付

Check

□　届書等を受付した場合は、受付控（その他）を交付する。

☞［要領］制度共通業務編 受付等 受付控 2.1 受付控の交付

☞［様式］受付控

(5) 受付後の説明

Check

□　届書の効果を説明する。

①　申出書提出日の属する月の翌月分から支給停止解除されること。

②　支給停止撤回が反映される支払時期。（○年○月支払分から支給停止が解除される等）

③　受給権者への通知は、支給額変更通知書の送付により行われること。

(6) 相談終了時の案内

Check

□　相談終了時には、必ず他に不明点がないことを確認した上で相談終了する。

Point

不明点について申出があった場合は、内容に応じた説明をする。

8.4.6 「加算額・加給年金額対象者不該当届（様式第205号）」の相談

年金の加算額・加給年金額対象者となっている配偶者や子が、死亡・離婚・離縁・生計維持関係の消滅等の事由が発生したときや、遺族基礎年金の受給権者である配偶者と子が生計を同じくしなくなったときの相談対応

(1) 受給権者原簿等の確認

Check

□ 受給権者原簿を確認し、加算額・加給年金額の支給状況を確認する。
□ 不該当となった事由を聞き取り、届出が必要であるか確認する。
□ 遺族基礎年金の受給権者である配偶者が、全ての子と生計を同じくしなくなった場合は、配偶者と子の遺族基礎年金、遺族厚生年金の支給状況を確認する。

Point

- 遺族基礎年金の受給権者である配偶者が、全ての子と生計を同じくしなくなった場合は、「加算額・加給年金額対象者不該当届」（様式第205号）の提出により配偶者の遺族基礎年金が失権する。配偶者の遺族基礎年金の失権に伴い、子の遺族基礎年金は支給停止事由が消滅するため、子の「遺族年金受給権者支給停止事由消滅届」（様式第217号）の提出が必要となる。
- 遺族基礎年金の受給権者である子が、婚姻や死亡者との離縁等により失権事由に該当した場合は、子の「遺族年金失権届」の提出が必要となる。全ての子が失権事由に該当した場合は、「加算額・加給年金額対象者不該当届」（様式第205号）の提出により配偶者の遺族基礎年金が失権する。

(2) 制度説明

Check

□ 不該当の制度について説明する。
  - 不該当となる事由
  - 不該当となった日の属する月の翌月分から年金額が改定される。
□ 遺族基礎年金の受給権者である配偶者が、全ての子と生計を同じくしなくなった場合は、以下の内容を説明する。
  - 配偶者の遺族基礎年金は失権する。
  - 子の遺族基礎年金は支給停止事由が消滅するため、「遺族年金受給権者 支給停止事由消滅届」（様式第217号）の提出が必要となる。（養子など、他の親と同居している場合は親と同居により支給停止されるため、「国民年金　遺族基礎年金受給権者支給停止事由該当届（様式第226号）」が必要となる。）

・　配偶者と子に遺族厚生年金が支給されている場合は、配偶者の遺族厚生年金は、支給停止されることを説明し、子の遺族年金が失権した際に「遺族年金受給権者支給停止事由消滅届」（様式第217号）の提出が必要となる。

□　不該当日が遡及し過払いが生じる場合は、返納額と返納方法について丁寧に説明し、「返納方法申出書」の提出を求める。

Point

・　「遺族年金受給権者支給停止事由消滅届」（様式第217号）の案内時には、支給停止が解除となる受給権者原簿を確認し、住所、氏名、年金受取機関等の変更がないか確認する。

・　返納方法申出書の受付は、本部回付（選択・再裁定・外国）　年金決定の訂正に関する事務（様式第127号）3.1.2「返納方法申出書」の確認　を参照。

☞［要領］本部回付（選択・再裁定・外国）　年金決定の訂正に関する事務（様式第127号）　3.1.2「返納方法申出書」の確認

(3)「加算額・加給年金額対象者不該当届（様式第205号）」の案内

Check

□　不該当日後も加算額・加給年金額が加算されている場合は、「加算額・加給年金額対象者不該当届（様式第205号）」を案内する。

Point

加算額・加給年金額対象者不該当届（様式第205号）に添付書類は原則として必要ないが、戸籍等により原因の確認ができる場合は正当性の確認を行う。

☞［様式］加算額・加給年金額対象者不該当届（様式第205号）

(4)「受付控」の交付

Check

□　届書等を受付した場合は、受付控（その他）を交付する。

☞［要領］制度共通業務編 受付等 受付控 2.1 受付控の交付

☞［様式］受付控

(5) 受付後の説明

Check

□　届書の効果を説明する。
　①　不該当となった日の属する月の翌月分から年金額が改定されること。
　②　不該当が反映される支払時期。（○年○月支払分から支給額が変更される等）
　③　受給権者への通知は、支給額変更通知書の送付により行われること。
□　返納がある場合は返納方法申出書に基づく返納について説明する。

Point

障害年金の加算額・加給年金額の不該当の場合は、再度加算開始事由に該当した際に手続きが必要となることを説明する。

(6) 相談終了時の案内

Check

□　相談終了時には、必ず他に不明点がないことを確認した上で相談終了する。

Point

不明点について申出があった場合は、内容に応じた説明をする。

[redacted]

機密性2完全性2可用性2(年金給付部)

【業務処理要領(年金給付業務編)新旧対照表】

年金給付業務編 > 年金相談 > 年金相談 > 概要 > 業務フロー

旧バージョン	新バージョン
1.4.1　来訪相談の業務フロー	**1.4.1　来訪相談の業務フロー**
(1)　業務フロー（全体）	**(1)　業務フロー（全体）**
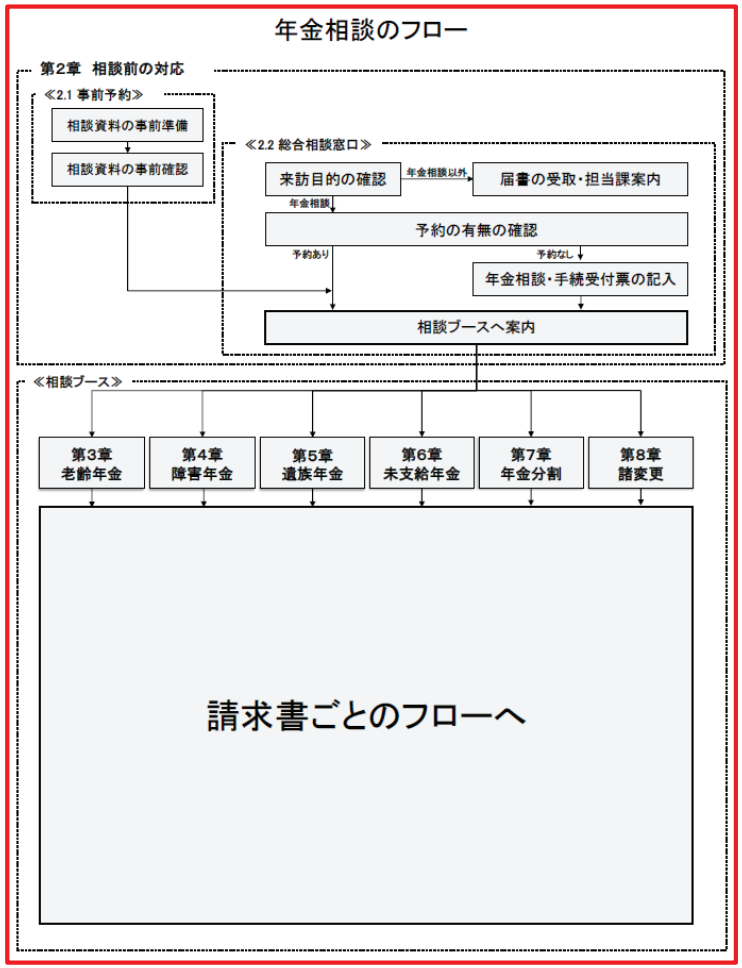	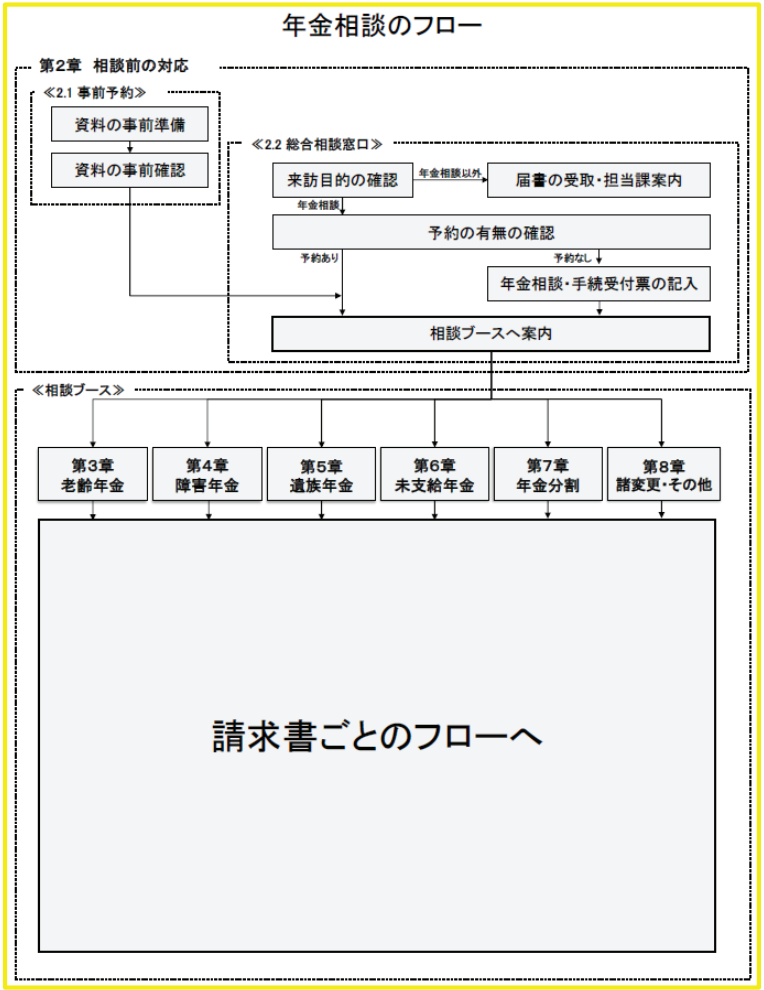
～略～	

機密性2完全性2可用性2(年金給付部)

～略～

(7) 業務フロー(諸変更・その他)

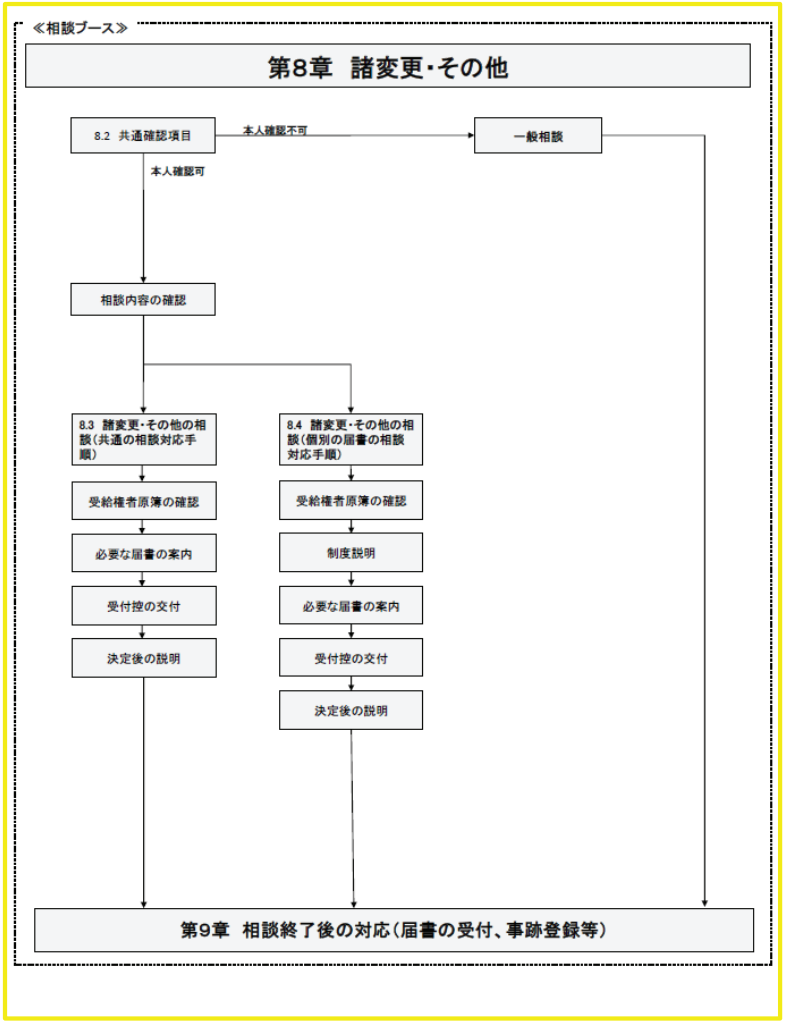

年金給付業務編 > 年金相談 > 年金相談 > 相談前の対応 > 予約相談の事前準備

旧バージョン	新バージョン
2.1.2　届書ごとの事前確認項目	**2.1.2　届書ごとの事前確認項目**
～略～	～略～
(6)　諸変更~~（※後日更新）~~	**(6)　諸変更・その他**
	Check □相談の内容に応じて本人（必要に応じて配偶者）の受給権者原簿を確認し、相談対応に必要な内容を確認する。 □事前確認の結果、相談時に確認が必要な事項を「年金相談・手続受付票（予約相談用）」に朱書きする。

年金給付業務編 > 年金相談 > 年金相談 > 老齢年金 > 65 歳到達後の新規請求（65 歳 2 か月前以降に請求する場合）

旧バージョン	新バージョン
3.3.1　年金請求手続の説明	**3.3.1　年金請求手続の説明**
～略～	～略～
(3)　年金請求書以外の届書の説明	**(3)　年金請求書以外の届書の説明**
Check	Check
□年金請求書以外に必要な届書がある場合は、説明の上、提出を案内する。	□年金請求書以外に必要な届書がある場合は、説明の上、提出を案内する。
Point 年金請求書以外に必要な届書の例 ①年金受給選択申出書（様式第 201 号・様式第 202 号） 併給できない他年金を受給している場合、年金受給選択申出書の提出を案内する。本編 3.3.2（1）年金見込額等の交付により、見込額を提示しながら説明する。 ②厚生年金保険障害者特例・繰上げ調整額請求書（様式第 401 号） 障害年金受給権者である場合で、60 歳台前半に障害者特例に該当する場合は説明し、提出の意思がある場合は請求書と添付書類を案内する。 ③老齢厚生年金　加給年金額加算開始事由該当届（生計維持申立書）（様式第 7 号） 60 歳台前半に老齢満了し、65 歳（又はそれ以前）から加給年金が加算される場合提出させる。 ④老齢厚生年金・退職共済年金　加給年金額加算開始事由該当届（様式第 229 号） 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が 65 歳改定により初めて老齢満了した場合及び老齢厚生年金の受給権発生後に老齢満了し、加給年金を加算する場合に提出が必要になるため、該当する場合案内する。 ⑤老齢・障害給付　加給年金額支給停止事由該当届（様式第 230 号） 加給年金が加算されるが、配偶者が 240 月以上（特例で満了している場合を含む）の特別支給の老齢厚生年金又は退職共済年金の受給権がある場合、又は障害基礎年金、障害厚生年金等を受給して	Point 年金請求書以外に必要な届書の例 ①年金受給選択申出書（様式第 201 号・様式第 202 号） 併給できない他年金を受給している場合、年金受給選択申出書の提出を案内する。本編 3.3.2（1）年金見込額等の交付により、見込額を提示しながら説明する。 ②厚生年金保険障害者特例・繰上げ調整額請求書（様式第 401 号） 障害年金受給権者である場合で、60 歳台前半に障害者特例に該当する場合は説明し、提出の意思がある場合は請求書と添付書類を案内する。 ③老齢厚生年金　加給年金額加算開始事由該当届（生計維持申立書）（様式第 7 号） 60 歳台前半に老齢満了し、65 歳（又はそれ以前）から加給年金が加算される場合提出させる。 ④老齢厚生年金・退職共済年金　加給年金額加算開始事由該当届（様式第 229 号） 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が 65 歳改定により初めて老齢満了した場合及び老齢厚生年金の受給権発生後に老齢満了し、加給年金を加算する場合に提出が必要になるため、該当する場合案内する。 ⑤老齢・障害給付　加給年金額支給停止事由該当届（様式第 230 号） 加給年金が加算されるが、配偶者が 240 月以上（特例で満了している場合を含む）の特別支給の老齢厚生年金又は退職共済年金の受給権がある場合、又は障害基礎年金、障害厚生年金等を受給して

いる場合、加給年金が支給停止される。法令上届出義務がある以下の場合は、様式第 230 号の提出が必要となるため案内する。 ・配偶者が共済組合等から特別支給の老齢厚生年金（240 月以上）を受給している場合 ・配偶者が一号厚年及び共済厚年を一元化後に合算満了した特別支給の老齢厚生年金を受給している場合 ・配偶者が共済組合等から障害厚生年金又は障害共済年金を受給している場合 ・配偶者が旧法の厚生年金または船員保険の老齢年金または障害年金を受給している場合 ・配偶者が国民年金法の障害基礎年金（同時に障害厚生年金を受給している場合を除く）又は旧法の国民年金の障害年金を受給している場合 ⑥未支給年金・未支払給付金請求書（様式第 514 号） 受給権者が年金請求をせずに死亡している場合、未支給年金の請求が可能であるか確認し、老齢年金請求書に加え未支給年金請求書の提出を案内する。併せて遺族年金、死亡一時金、寡婦年金の支給の可否についても確認し案内する。 なお、年金生活者支援給付金は、請求せずに死亡した場合、未支払い分の請求ができない。 ⑦老齢厚生年金・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届（様式第 583 号） 特別支給の老齢厚生年金を遡及して請求し、届書が必要な場合は提出を案内する。提出が必要な事例は 3.2.1（3）参照。 ⑧外国居住者からの請求 外国居住者からの請求の場合、通常の年金請求書の添付書類の他に、必要な書類があるため提出漏れがないことを確認する。 ☞[要領]本部回付（選択・再裁定・外国） 国民年金・共済年金（等）・厚生年金保険　年金受給選択申出書 3.1 窓口担当者による受付時の点検 ☞[要領]本部回付（扶養・その他） 障害者特例・繰上げ調整額請求書 3.1 窓口受付 ☞[要領]中央年金センター業務編 諸変更業務 加給 6.2 制度について ☞[要領]旧法・未支給・一時金・手当金 未支給（年金・保険給付）請求書（死亡届） 3.1 窓口受付	いる場合、加給年金が支給停止される。法令上届出義務がある以下の場合は、様式第 230 号の提出が必要となるため案内する。 ・配偶者が共済組合等から特別支給の老齢厚生年金（240 月以上）を受給している場合 ・配偶者が一号厚年及び共済厚年を一元化後に合算満了した特別支給の老齢厚生年金を受給している場合 ・配偶者が共済組合等から障害厚生年金又は障害共済年金を受給している場合 ・配偶者が旧法の厚生年金または船員保険の老齢年金または障害年金を受給している場合 ・配偶者が国民年金法の障害基礎年金（同時に障害厚生年金を受給している場合を除く）又は旧法の国民年金の障害年金を受給している場合 ⑥障害基礎・老齢厚生・退職共済年金受給権者胎児出生届（様式第 211 号） 加給年金額加算開始事由に該当した当時胎児であった子が出生した場合は加算の対象となるため、提出を案内する。 ⑦厚生年金保険 老齢・障害・遺族 厚生年金額改定請求書（様式第 227 号） 昭和 32 年 9 月以前に第 3 種被保険者期間（第 3 種被保険者とみなされる船員保険期間も含む）がある場合、昭和 55 年改正法附則第 63 条に該当するか確認する。 年金額の試算結果を確認し、昭和 55 年改正法附則第 63 条に該当する場合は提出を案内する。なお、受給権者の死亡後に遺族が請求をすることはできない。 ⑧未支給年金・未支払給付金請求書（様式第 514 号） 受給権者が年金請求をせずに死亡している場合、未支給年金の請求が可能であるか確認し、老齢年金請求書に加え未支給年金請求書の提出を案内する。併せて遺族年金、死亡一時金、寡婦年金の支給の可否についても確認し案内する。 なお、年金生活者支援給付金は、請求せずに死亡した場合、未支払い分の請求ができない。 ⑨老齢厚生年金・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届（様式第 583 号） 特別支給の老齢厚生年金を遡及して請求し、届書が必要な場合は提出を案内する。提出が必要な事例は 3.2.1（3）参照。

機密性2完全性2可用性2(年金給付部)

☞[要領]本部回付（扶養・その他） 老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届 3.1 調整の仕組み・届書の点検項目 ☞[要領]老齢・障害・遺族・寡婦 裁定事務（応用事例） 1.3 外国居住者からの請求 ☞[要領]本部回付（選択・再裁定・外国） 租税条約に関する届出書・租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書	⑩外国居住者からの請求 外国居住者からの請求の場合、通常の年金請求書の添付書類の他に、必要な書類があるため提出漏れがないことを確認する。 ☞[要領]本部回付（選択・再裁定・外国） 国民年金・共済年金（等）・厚生年金保険　年金受給選択申出書 3.1 窓口担当者による受付時の点検 ☞[要領]本部回付（扶養・その他） 障害者特例・繰上げ調整額請求書 3.1 窓口受付 ☞[要領]中央年金センター業務編 諸変更業務 加給 6.2 制度について ☞[要領]中央年金センター業務編 再裁定等業務 再裁定業務 3.3.2 昭和 55 年改正法附則第 63 条 ☞[要領]旧法・未支給・一時金・手当金 未支給（年金・保険給付）請求書（死亡届） 3.1 窓口受付 ☞[要領]本部回付（扶養・その他） 老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届 3.1 調整の仕組み・届書の点検項目 ☞[要領]老齢・障害・遺族・寡婦 裁定事務（応用事例） 1.3 外国居住者からの請求 ☞[要領]本部回付（選択・再裁定・外国） 租税条約に関する届出書・租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書

年金給付業務編 > 年金相談 > 年金相談 > 障害年金 > 障害年金の新規請求の相談

旧バージョン	新バージョン
4.2　障害年金の新規請求の相談	**4.2　障害年金の新規請求の相談**
【令和5年11月30日-給付指2023-96】	【令和5年11月30日-給付指2023-96】
4.2.2　ステップ2「初診日の確認、請求書類等のご案内」	**4.2.2　ステップ2「初診日の確認、請求書類等のご案内」**
～略～	～略～
(6)　「6 必要書類のご案内」欄	**(6)　「6 必要書類のご案内」欄**
Check	Check
□初診日の年金加入制度に応じた「年金請求書」を案内する。 ①障害厚生年金（障害手当金）の場合は様式第104号 ②障害基礎年金の場合は様式第107号 □「障害年金窓口相談対応票（窓口職員用）」の「その他の確認事項」欄を使用して添付書類の案内や、確認、説明を行う。 □「障害年金請求キット」のリーフレット「障害年金の請求手続きのご案内」を使用して、添付書類等を案内する。リーフレットに記載がない書類は、その他欄に記入して案内する。 ・「診断書」 ①診断書の種類 障害の症状に応じた種類の「診断書」を交付する。複数の部位に症状が出ている場合は、請求する全ての部位の診断書を交付する。 ②診断書の現症日 認定日請求の場合…認定日以後3か月以内（20歳前障害基礎の場合は認定日前後3月以内） 事後重症請求の場合…請求日以前3か月以内 認定日請求で、認定日から請求日まで1年以上の期間がある場合は、認定日時点と請求日時点の診断書2枚が必要 ・「障害給付　請求事由確認書」 認定日から請求日まで1年以上の期間がある場合は、認定日時点で障害状態不該当と判断された	□初診日の年金加入制度に応じた「年金請求書」を案内する。 ①障害厚生年金（障害手当金）の場合は様式第104号 ②障害基礎年金の場合は様式第107号 □「障害年金窓口相談対応票（窓口職員用）」の「その他の確認事項」欄を使用して添付書類の案内や、確認、説明を行う。 □「障害年金請求キット」のリーフレット「障害年金の請求手続きのご案内」を使用して、添付書類等を案内する。リーフレットに記載がない書類は、その他欄に記入して案内する。 ・「診断書」 ①診断書の種類 障害の症状に応じた種類の「診断書」を交付する。複数の部位に症状が出ている場合は、請求する全ての部位の診断書を交付する。 ②診断書の現症日 認定日請求の場合…認定日以後3か月以内（20歳前障害基礎の場合は認定日前後3月以内） 事後重症請求の場合…請求日以前3か月以内 認定日請求で、認定日から請求日まで1年以上の期間がある場合は、認定日時点と請求日時点の診断書2枚が必要 ・「障害給付　請求事由確認書」 認定日から請求日まで1年以上の期間がある場合は、認定日時点で障害状態不該当と判断された

場合、事後重症請求として請求できる旨を説明し、提出を案内する。（65 歳以上又は繰上げ請求している場合を除く。） ・「初診日証明書類」 受診状況等証明書などの初診日証明書類は、請求書提出時に改めて提出が必要である旨を説明する。相談時に初診日証明書類が不足している場合は追加で必要な書類を案内する。（障害年金の初診日に関する調査票を含む。） ・「生計維持確認書類」 加算対象の子（障害基礎）及び加給年金対象配偶者（障害厚生年金）の有無を確認し、対象者がいる場合は生計維持確認書類を案内する。受給権発生日以後に加算（加給年金）対象者が発生する場合は、「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」（様式第 229-1 号）を案内する。 加算対象の子が障害状態にある場合は、子の障害状態に関する診断書の提出も併せて案内する。 ・「病歴・就労状況等申立書」 「病歴・就労状況等申立書」の提出にあたって」（記入例）を活用して記入方法を説明し、提出を案内する。 ・「第三者行為事故状況届」、「確認書」、「同意書」等 障害の原因が第三者行為によるものである場合は提出を案内する。また、事故発生から 3 年以内に受給権が発生する場合は、損害補償金と年金の調整について説明する。 ・「年金裁定請求の遅延に関する申立書」 認定日請求を行う場合で、5 年以上遡及して請求をする場合は、基本権保護のため提出を案内する。 □20 歳前障害基礎年金の請求の場合は、支給制限について説明の上、必要に応じて添付書類を案内する。 ・「所得証明書」 情報連携で所得を確認し、確認できない所得がある場合は、所得状況届又は所得証明書の提出を	場合、事後重症請求として請求できる旨を説明し、提出を案内する。（65 歳以上又は繰上げ請求している場合を除く。） ・「初診日証明書類」 受診状況等証明書などの初診日証明書類は、請求書提出時に改めて提出が必要である旨を説明する。相談時に初診日証明書類が不足している場合は追加で必要な書類を案内する。（障害年金の初診日に関する調査票を含む。） ・「生計維持確認書類」 加算対象の子（障害基礎）及び加給年金対象配偶者（障害厚生年金）の有無を確認し、対象者がいる場合は生計維持確認書類を案内する。受給権発生日以後に加算（加給年金）対象者が発生する場合は、「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」（様式第 229-1 号）を案内する。 加算対象の子が受給権発生日に胎児であった場合は、「障害基礎・老齢厚生・退職共済年金受給権者胎児出生届」（様式第 211 号）を案内する。 加算対象の子が障害状態にある場合は、子の障害状態に関する診断書の提出も併せて案内する。 ・「病歴・就労状況等申立書」 「病歴・就労状況等申立書」の提出にあたって」（記入例）を活用して記入方法を説明し、提出を案内する。 ・「第三者行為事故状況届」、「確認書」、「同意書」等 障害の原因が第三者行為によるものである場合は提出を案内する。また、事故発生から 3 年以内に受給権が発生する場合は、損害補償金と年金の調整について説明する。 ・「年金裁定請求の遅延に関する申立書」 認定日請求を行う場合で、5 年以上遡及して請求をする場合は、基本権保護のため提出を案内する。 □業務上の理由による障害の場合、障害の原因となった傷病について他制度の給付を受けられるか確認する。

案内する。 5年以上遡及して認定日請求する場合、支分権が時効消滅する期間の分については所得証明書の添付に代えて所得状況に関する本人の申立書（任意様式）の添付でよい。 ・「国民年金受給権者支給停止事由該当届(様式第250号）」 20歳前障害基礎年金の支給制限の対象となる、公的年金の併給制限・国内居住・刑事施設等の入所を確認し、該当する場合は提出を案内する。 □他年金を受給している場合、「年金受給選択申出書」の案内を行う。 ・選択の判断に見込額試算が必要な場合は試算の上で案内する。障害年金の試算結果を交付する際は、審査の結果不支給となる場合や等級が変更になる場合があることを説明する。 ・「年金受給選択申出に関するご確認事項」に沿って選択に関する注意事項の説明や聞き取りを行う。必要に応じて健康保険の保険者、基金、労災、存続組合等に確認を行うよう促す。 □特別支給の老齢厚生年金の受給権者である場合は、障害者特例について案内する。 ・厚生年金を資格喪失している場合は、障害者特例の請求を案内する。 ・現存被保険者の場合は、退職の予定を確認し、65歳前に資格喪失した場合は障害者特例の請求ができることを案内する。 ～略～ **(8)　「その他のご確認事項」** Check □「障害年金窓口相談対応票（窓口職員用）」の「5 その他の確認事項」欄を使用して、説明・確認漏れなどのチェックを行う。 □説明や確認をしていない項目がある場合は、改めて説明する。 Point ・「④加算対象者（子加算・配偶者加給（障厚のみ））の確認をしたか」 認定日請求の場合は、認定日後に婚姻や子の出生等の加算対象者の増減の聞き取りを行い必要に応じて届書の案内をする。	・労働基準法の規定による障害補償を受ける場合は、障害基礎年金及び障害厚生年金の支給が6年間停止される旨を説明し、「国民年金・厚生年金保険　障害基礎・厚生年金受給権者業務上障害補償の該当届」（様式第213号）を案内する。 ・労働者災害補償保険法の規定による障害（補償）年金を受ける場合は、障害厚生年金及び障害基礎年金は全額支給され、労働者災害補償保険法の年金が調整される旨を説明する。ただし、20歳前障害基礎年金の場合は、障害基礎年金が支給停止となるため、「国民年金受給権者支給停止事由該当届(様式第250号）」を案内する。 □20歳前障害基礎年金の請求の場合は、支給制限について説明の上、必要に応じて添付書類を案内する。 ・「所得証明書」 情報連携で所得を確認し、確認できない所得がある場合は、所得状況届又は所得証明書の提出を案内する。 5年以上遡及して認定日請求する場合、支分権が時効消滅する期間の分については所得証明書の添付に代えて所得状況に関する本人の申立書（任意様式）の添付でよい。 ・「国民年金受給権者支給停止事由該当届(様式第250号）」 20歳前障害基礎年金の支給制限の対象となる、公的年金の併給制限・国内居住・刑事施設等の入所を確認し、該当する場合は提出を案内する。 □他年金を受給している場合、「年金受給選択申出書」の案内を行う。 ・選択の判断に見込額試算が必要な場合は試算の上で案内する。障害年金の試算結果を交付する際は、審査の結果不支給となる場合や等級が変更になる場合があることを説明する。 ・「年金受給選択申出に関するご確認事項」に沿って選択に関する注意事項の説明や聞き取りを行う。必要に応じて健康保険の保険者、基金、労災、存続組合等に確認を行うよう促す。 □特別支給の老齢厚生年金の受給権者である場合は、障害者特例について案内する。 ・厚生年金を資格喪失している場合は、障害者特例の請求を案内する。

機密性2完全性2可用性2(年金給付部)

①追加~~に~~なる場合は「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」(様式第 229-1 号)

②削除になる場合は~~、~~「加算額・加給年金額対象者不該当届」(様式第 205 号)

・「⑤ 20 歳前障害基礎の場合、所得制限・公的年金の併給制限・国内居住・刑事施設等の入所を確認したか」

20 歳前障害基礎年金の場合の制限について説明する。

①所得制限

毎年度所得の確認があり、所得が基準額を超過した場合は、翌年の 10 月から 9 月(令和 2 年度までは 8 月から 7 月)の年金が全額又は半額支給停止となる。

②公的年金の併給制限

20 歳前障害基礎年金受給権者が、労災等の政令で定める年金給付を受けられるときは、年金の支給が全部又は一部停止されるため、支給状況を確認する。政令で定める年金の種類は、中央年金センター業務編諸変更業務 その他 国民年金受給権者支給停止事由該当届(様式第 250 号)15.1.2 を参照

③国内居住

20 歳前障害基礎年金受給権者が日本国内に住所を有しなくなった場合は、その間支給停止される。遡及して認定日請求する場合は、国外居住期間の有無を確認する。

④刑事施設等の入所

20 歳前障害基礎年金の受給権者が刑事施設等に収監された場合は、その間支給停止される。ただし、未決拘留期間及び留置中は支給停止の対象外であるため、収監の証明を求める場合は、刑の確定日が記載されているものを発行してもらうよう説明する。

②~④の支給停止事由に該当する場合は、「国民年金受給権者支給停止事由該当届(様式第 250 号)」の提出を案内する。

・「⑦ 請求者は、配偶者が受給している年金の加給年金の対象者となっているか」

配偶者に請求者を対象とした配偶者加給年金が支給されている場合、加給年金が支給停止となることを説明する。また、配偶者から「老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届」(様式第 230

・現存被保険者の場合は、退職の予定を確認し、65 歳前に資格喪失した場合は障害者特例の請求ができることを案内する。

~略~

(8) 「その他のご確認事項」

Check

□「障害年金窓口相談対応票(窓口職員用)」の「5 その他の確認事項」欄を使用して、説明・確認漏れなどのチェックを行う。

□説明や確認をしていない項目がある場合は、改めて説明する。

Point

・「④加算対象者(子加算・配偶者加給(障厚のみ))の確認をしたか」

認定日請求の場合は、認定日後に婚姻や子の出生等の加算対象者の増減の聞き取りを行い必要に応じて届書の案内をする。

①受給権発生日後に追加となる場合は「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」(様式第 229-1 号)

②加算対象の子が受給権発生日に胎児であった場合は「障害基礎・老齢厚生・退職共済年金受給権者胎児出生届」(様式第 211 号)

③削除になる場合は「加算額・加給年金額対象者不該当届」(様式第 205 号)

・「⑤ 20 歳前障害基礎の場合、所得制限・公的年金の併給制限・国内居住・刑事施設等の入所を確認したか」

20 歳前障害基礎年金の場合の制限について説明する。

①所得制限

毎年度所得の確認があり、所得が基準額を超過した場合は、翌年の 10 月から 9 月(令和 2 年度までは 8 月から 7 月)の年金が全額又は半額支給停止となる。

②公的年金の併給制限

20 歳前障害基礎年金受給権者が、労災等の政令で定める年金給付を受けられるときは、年金の支

号）及び「返納方法申出書」（過払いが生じる場合）の提出が必要であることを説明する。配偶者の加給年金が機構から支給されている老齢厚生年金又は障害厚生年金であり、請求する年金が障害厚生年金の場合は「老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届」（様式第 230 号）の提出は不要であるが、障害年金の裁定に連動して半額調整となるため、「返納方法申出書」の提出を必ず促すこと。

・ž 「⑧ 健康保険の傷病手当金の受給状況を確認したか」

同一支給事由で同じ期間を対象として傷病手当金と障害厚生年金を両方受給した場合は、傷病手当金から障害厚生年金の額（同一支給事由の障害基礎年金もある場合は合算額）が調整されることを説明する。なお、障害基礎年金のみの場合は調整対象とはならない。

・「⑨ 児童扶養手当の受給状況（配偶者を含む）を確認したか」

①児童扶養手当を本人又は配偶者が受給している場合、その対象の子に対する障害基礎年金の子の加算額が加算される場合は、児童扶養手当から子加算の額が支給停止される。（児童扶養手当の額の方が高額の場合は、差額が支給される。）

②請求者本人に児童扶養手当が支給されている場合、障害基礎年金以外の公的年金給付（障害厚生年金を含む）を受けると、児童扶養手当から年金額が支給停止される。（児童扶養手当の額の方が高額の場合は、差額が支給される。）

③令和 3 年 3 月分前は、児童扶養手当と子加算の調整に係る制度が一部異なる。児童扶養手当との調整についての詳細は、市区町村に確認するよう案内する。

・「⑩ 障害の原因は第三者行為によるものか」

障害の原因を確認し、第三者行為（業務上の場合、交通事故による自損事故の場合を含む。）によるものである場合は、「第三者行為事故状況届」、確認書、同意書等の提出を求める。事故から 36 月以内に受給権が発生する場合は、損害賠償との調整がある場合があることを説明する。

なお、20 歳前障害基礎年金の場合で、事故日が 20 歳から 3 年以上前である場合は、第三者行為事故状況届の添付書類を省略できる。

～略～

給が全部又は一部停止されるため、支給状況を確認する。政令で定める年金の種類は、中央年金センター業務編諸変更業務 その他 国民年金受給権者支給停止事由該当届(様式第 250 号) 15.1.2 を参照

③国内居住

20 歳前障害基礎年金受給権者が日本国内に住所を有しなくなった場合は、その間支給停止される。遡及して認定日請求する場合は、国外居住期間の有無を確認する。

④刑事施設等の入所

20 歳前障害基礎年金の受給権者が刑事施設等に収監された場合は、その間支給停止される。ただし、未決拘留期間及び留置中は支給停止の対象外であるため、収監の証明を求める場合は、刑の確定日が記載されているものを発行してもらうよう説明する。

②～④の支給停止事由に該当する場合は、「国民年金受給権者支給停止事由該当届(様式第 250 号）」の提出を案内する。

・「⑦ 請求者は、配偶者が受給している年金の加給年金の対象者となっているか」

配偶者に請求者を対象とした配偶者加給年金が支給されている場合、加給年金が支給停止となることを説明する。また、配偶者から「老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届」（様式第 230 号）及び「返納方法申出書」（過払いが生じる場合）の提出が必要であることを説明する。配偶者の加給年金が機構から支給されている老齢厚生年金又は障害厚生年金であり、請求する年金が障害厚生年金の場合は「老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届」（様式第 230 号）の提出は不要であるが、障害年金の裁定に連動して半額調整となるため、「返納方法申出書」の提出を必ず促すこと。

・ž 「⑧ 健康保険の傷病手当金の受給状況を確認したか」

同一支給事由で同じ期間を対象として傷病手当金と障害厚生年金を両方受給した場合は、傷病手当金から障害厚生年金の額（同一支給事由の障害基礎年金もある場合は合算額）が調整されることを説明する。なお、障害基礎年金のみの場合は調整対象とはならない。

・「⑨ 児童扶養手当の受給状況（配偶者を含む）を確認したか」

4.2.3　ステップ 3「年金請求書の提出」

～略～

(4)　年金請求書の確認

Check

□年金請求書の内容点検を行う。記入漏れや不備がある場合は、説明の上で記入・補正を求める。

□請求する年金の種類に応じた請求書が提出されていることを確認する。

①障害厚生年金（障害手当金）の場合は様式第 104 号

②障害基礎年金の場合は様式第 107 号

□年金の受取機関欄が記入されており、金融機関の証明がされている又は、記入内容が預金通帳の写し等の添付書類と一致していることを確認する。

□受給権発生時（認定日請求は認定日時点、事後重症請求は請求日時点）に生計維持関係がある子又は配偶者（障害厚生年金のみ）がいる場合、以下の点について確認する。

・対象者が記入されていること。記入されている場合、生計維持申立欄の記入及び受給権発生時点の生計維持関係が確認できる添付書類が添付されていること。

・子が障害の状態にあるかどうかの選択に〇が付されていること。障害の状態にある場合、診断書が添付されていること。

・子が 3 名以上の場合は、余白等に記入されていること。

□認定日請求の場合は、認定日後に婚姻や子の出生等の加算対象者の増減の聞き取りを行い必要に応じて届書の案内をする。

①追加~~に~~なる場合は「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」（様式第 229-1 号）

②削除になる場合は~~、~~「加算額・加給年金額対象者不該当届」（様式第 205 号）

□本人及び配偶者（障害厚生年金のみ）の他年金の有無が記載されていることを確認する。

①記載された内容が原簿と一致していること。

②本人に他年金がある場合、「年金受給選択申出書」の提出があること。

□年金記録が正しく記載されているか「確認項目チェックシート」に基づき記録確認する。

□請求事由欄が正しく記載されていることを確認する。

①児童扶養手当を本人又は配偶者が受給している場合、その対象の子に対する障害基礎年金の子の加算額が加算される場合は、児童扶養手当から子加算の額が支給停止される。（児童扶養手当の額の方が高額の場合は、差額が支給される。）

②請求者本人に児童扶養手当が支給されている場合、障害基礎年金以外の公的年金給付（障害厚生年金を含む）を受けると、児童扶養手当から年金額が支給停止される。（児童扶養手当の額の方が高額の場合は、差額が支給される。）

③令和 3 年 3 月分前は、児童扶養手当と子加算の調整に係る制度が一部異なる。児童扶養手当との調整についての詳細は、市区町村に確認するよう案内する。

・「⑩ 障害の原因は第三者行為によるものか」

障害の原因を確認し、第三者行為（業務上の場合、交通事故による自損事故の場合を含む。）によるものである場合は、「第三者行為事故状況届」、確認書、同意書等の提出を求める。事故から 36 月以内に受給権が発生する場合は、損害賠償との調整がある場合があることを説明する。

なお、20 歳前障害基礎年金の場合で、事故日が 20 歳から 3 年以上前である場合は、第三者行為事故状況届の添付書類を省略できる。

～略～

4.2.3　ステップ 3「年金請求書の提出」

～略～

(4)　年金請求書の確認

Check

□年金請求書の内容点検を行う。記入漏れや不備がある場合は、説明の上で記入・補正を求める。

□請求する年金の種類に応じた請求書が提出されていることを確認する。

①障害厚生年金（障害手当金）の場合は様式第 104 号

②障害基礎年金の場合は様式第 107 号

□年金の受取機関欄が記入されており、金融機関の証明がされている又は、記入内容が預金通帳の写し等の添付書類と一致していることを確認する。

機密性2完全性2可用性2（年金給付部）

①認定日から請求日まで１年以上経過している認定日請求の場合は、「障害給付　請求事由確認書」が添付されていること。添付されていない場合は、説明の上、提出の案内をする。（65 歳以上又は老齢年金を繰上げ請求している場合を除く。） ②事後重症請求の場合は、事後重症請求の適切な理由が記入されていること。 ③はじめて２級による請求の場合は、診断書の現症日は 65 歳到達前のものが添付されていること。前発の傷病により障害年金の受給権者である場合、障害厚生年金３級で、過去に２級以上に該当したことがないこと。また、「障害の原因である傷病について」の欄に前発傷病と基準傷病それぞれの傷病について記載されていること。 □「過去に障害給付を受けたことがありますか。」の欄が記入されていることを確認する。 □「障害の原因である傷病について」の欄が正しく記入されていることを確認する。 ①傷病名が「診断書」、「病歴・就労状況等申立書」と一致していること。 ②傷病の発生した日、初診日が「病歴・就労状況等申立書」と一致していること。 ③初診日の加入制度が正しく記入されていること。 ④「傷病がなおっていますか」に選択がされていること。なおっているに選択されている場合は、治った日の記入を確認し、１年６月前の場合は、症状固定を確認する。 ⑤他制度の給付が受けられるか聞き取り、受けられる場合は該当する箇所に〇が付されているか確認する。 ⑥原因が第三者行為であるか聞き取り、該当する項目に記入されているか確認する。第三者行為である場合は、「第三者行為事故状況届」「確認書」「同意書」等の提出を確認する。 □20 歳前障害等の場合（年金コード「635X」、「265X」）は、所得状況を確認する。情報連携で確認できない場合は、所得状況届又は所得証明書の添付を確認する。所得が基準額を超過している場合は、全額停止又は一部停止になる期間について説明する。 ～略～	□受給権発生時（認定日請求は認定日時点、事後重症請求は請求日時点）に生計維持関係がある子又は配偶者（障害厚生年金のみ）がいる場合、以下の点について確認する。 ・対象者が記入されていること。記入されている場合、生計維持申立欄の記入及び受給権発生時点の生計維持関係が確認できる添付書類が添付されていること。 ・子が障害の状態にあるかどうかの選択に〇が付されていること。障害の状態にある場合、診断書が添付されていること。 ・加算対象の子が 18 歳到達日以後の最初の３月 31 日までの間に障害の状態になった場合は、「障害基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金加算額・加給年金額対象者の障害該当届」（様式第 214 号）を案内する。 ・子が３名以上の場合は、余白等に記入されていること。 □認定日請求の場合は、認定日後に婚姻や子の出生等の加算対象者の増減の聞き取りを行い必要に応じて届書の案内をする。 ①受給権発生日後に追加となる場合は「障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届」（様式第 229-1 号） ②加算対象の子が受給権発生日に胎児であった場合は「障害基礎・老齢厚生・退職共済年金受給権者胎児出生届」（様式第 211 号） ③削除になる場合は「加算額・加給年金額対象者不該当届」（様式第 205 号） □本人及び配偶者（障害厚生年金のみ）の他年金の有無が記載されていることを確認する。 ①記載された内容が原簿と一致していること。 ②本人に他年金がある場合、「年金受給選択申出書」の提出があること。 □年金記録が正しく記載されているか「確認項目チェックシート」に基づき記録確認する。 □請求事由欄が正しく記載されていることを確認する。 ①認定日から請求日まで１年以上経過している認定日請求の場合は、「障害給付　請求事由確認書」が添付されていること。添付されていない場合は、説明の上、提出の案内をする。（65 歳以上又は老齢年金を繰上げ請求している場合を除く。）

機密性2完全性2可用性2（年金給付部）

	②事後重症請求の場合は、事後重症請求の適切な理由が記入されていること。 ③はじめて 2 級による請求の場合は、診断書の現症日は 65 歳到達前のものが添付されていること。前発の傷病により障害年金の受給権者である場合、障害厚生年金 3 級で、過去に 2 級以上に該当したことがないこと。また、「障害の原因である傷病について」の欄に前発傷病と基準傷病それぞれの傷病について記載されていること。 □「過去に障害給付を受けたことがありますか。」の欄が記入されていることを確認する。 □「障害の原因である傷病について」の欄が正しく記入されていることを確認する。 ①傷病名が「診断書」、「病歴・就労状況等申立書」と一致していること。 ②傷病の発生した日、初診日が「病歴・就労状況等申立書」と一致していること。 ③初診日の加入制度が正しく記入されていること。 ④「傷病がなおっていますか」に選択がされていること。なおっているに選択されている場合は、治った日の記入を確認し、1 年 6 月前の場合は、症状固定を確認する。 ⑤他制度の給付が受けられるか聞き取り、受けられる場合は該当する箇所に〇が付されているか確認する。 ⑥原因が第三者行為であるか聞き取り、該当する項目に記入されているか確認する。第三者行為である場合は、「第三者行為事故状況届」「確認書」「同意書」等の提出を確認する。 □20 歳前障害等の場合（年金コード「635X」、「265X」）は、所得状況を確認する。情報連携で確認できない場合は、所得状況届又は所得証明書の添付を確認する。所得が基準額を超過している場合は、全額停止又は一部停止になる期間について説明する。 ～略～

年金給付業務編 > 年金相談 > 年金相談 > 遺族年金・寡婦年金・死亡一時金 > 遺族厚生年金の請求

旧バージョン	新バージョン
5.2.2　年金請求手続の説明	**5.2.2　年金請求手続の説明**
～略～	～略～
(2)　年金請求書以外の届書の説明	**(2)　年金請求書以外の届書の説明**
Check	Check
□遺族厚生年金の年金請求書以外に必要な届書がある場合は、説明の上、提出を案内する。	□遺族厚生年金の年金請求書以外に必要な届書がある場合は、説明の上、提出を案内する。
Point 年金請求書以外に必要な届書の例 ①未支給請求書、年金受給選択申出書、遺族（基礎・厚生）年金額改定請求書 「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）」3.1.2 の追加確認事項を参照し、未支給年金・未支払給付金請求書（様式第 514 号）、年金受給選択申出書（様式第 201 号・202 号）、遺族（基礎・厚生）年金額改定請求書（様式第 215 号）の提出確認を行い、提出を案内する。 ②第三者行為事故状況届、確認書、同意書、交通事故証明等 死亡原因、労災保険等からの給付の有無の確認により、死亡の原因が業務上の事由である場合又は第三者の行為により発生している場合は、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）」3.1.1(10)、(13)を参照し、第三者行為事故状況届及び添付書類について説明を行い、提出を案内する。 ③年金額仮計算書・年金訂正申出書、返納方法申出書 既裁定の受給権者に、年金の決定・支払処理の再調査及び訂正の必要がある場合は、内容を説明し、年金額仮計算書・年金訂正申出書等の提出を案内する。 ④外国居住者からの請求 外国居住者からの請求の場合は、「老齢・障害・遺族・寡婦 裁定事務（応用事例）1.3 外国居住者からの請求」を確認する。	Point 年金請求書以外に必要な届書の例 ①未支給請求書、年金受給選択申出書、遺族（基礎・厚生）年金額改定請求書 「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）」3.1.2 の追加確認事項を参照し、未支給年金・未支払給付金請求書（様式第 514 号）、年金受給選択申出書（様式第 201 号・202 号）、遺族（基礎・厚生）年金額改定請求書（様式第 215 号）の提出確認を行い、提出を案内する。 ②第三者行為事故状況届、確認書、同意書、交通事故証明等 死亡原因、労災保険等からの給付の有無の確認により、死亡の原因が業務上の事由である場合又は第三者の行為により発生している場合は、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）」3.1.1(10)、(13)を参照し、第三者行為事故状況届及び添付書類について説明を行い、提出を案内する。 ③年金額仮計算書・年金訂正申出書、返納方法申出書 既裁定の受給権者に、年金の決定・支払処理の再調査及び訂正の必要がある場合は、内容を説明し、年金額仮計算書・年金訂正申出書等の提出を案内する。 ④外国居住者からの請求 外国居住者からの請求の場合は、「老齢・障害・遺族・寡婦 裁定事務（応用事例）1.3 外国居住者からの請求」を確認する。

⑤氏名変更届、住所変更届 氏名、住所が既裁定の年金原簿と相違している場合は、公簿上の氏名、住所を確認し、既裁定の年金の給付原簿の変更が必要な場合は、氏名変更届、住所変更届の提出を案内する。窓口装置（WM）（制度「共通」届書コード「020-6-50」又は「020-6-40」）により自動更新抑止の状態を確認する。請求者の個人番号の収録の確認は「裁定事務（共通確認・審査）　2.4.1 請求者の個人番号又は基礎年金番号等の確認【障害】【遺族】」を参照する。 ⑥加算額・加給年金額対象者不該当届（様式第 205 号） 死亡者が、請求者の加算額・加給年金額対象者となっている場合は、必要に応じて加算額・加給年金額不該当届の提出を案内する ☞［要領］老齢・障害・遺族・寡婦 年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）3.1.2 追加確認事項 ☞［要領］老齢・障害・遺族・寡婦 年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）3.1.1 請求書の内容点検 ☞［要領］本部回付（扶養・その他）国民年金・厚生年金保険 第三者行為事故状況届　5.2 参考資料　第三者行為事故状況届の作成の手引き ☞［要領］老齢・障害・遺族・寡婦 裁定事務（応用事例）1.44 第三者行為事故 ☞［要領］老齢・障害・遺族・寡婦 裁定事務（応用事例）1.3 外国居住者からの請求 ☞［要領］裁定事務（共通確認・審査）　2.4 請求者の個人番号又は基礎年金番号等の確認【障害】【遺族】 ～略～	⑤氏名変更届、住所変更届 氏名、住所が既裁定の年金原簿と相違している場合は、公簿上の氏名、住所を確認し、既裁定の年金の給付原簿の変更が必要な場合は、氏名変更届、住所変更届の提出を案内する。窓口装置（WM）（制度「共通」届書コード「020-6-50」又は「020-6-40」）により自動更新抑止の状態を確認する。請求者の個人番号の収録の確認は「裁定事務（共通確認・審査）　2.4.1 請求者の個人番号又は基礎年金番号等の確認【障害】【遺族】」を参照する。 ⑥加算額・加給年金額対象者不該当届（様式第 205 号） 死亡者が、請求者の加算額・加給年金額対象者となっている場合は、必要に応じて加算額・加給年金額不該当届の提出を案内する。 ⑦厚生年金保険 老齢・障害・遺族 厚生年金額改定請求書（様式第 227 号） 死亡者に昭和 32 年 9 月以前に第 3 種被保険者期間（第 3 種被保険者とみなされる船員保険期間も含む）がある場合、昭和 55 年改正法附則第 63 条に該当するか確認する。 年金額の試算結果を確認し、昭和 55 年改正法附則第 63 条に該当する場合は提出を案内する。なお、遺族年金の受給権者が死亡後に未支給請求者が請求することはできない。 ☞［要領］老齢・障害・遺族・寡婦 年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）3.1.2 追加確認事項 ☞［要領］老齢・障害・遺族・寡婦 年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）3.1.1 請求書の内容点検 ☞［要領］本部回付（扶養・その他）国民年金・厚生年金保険 第三者行為事故状況届　5.2 参考資料　第三者行為事故状況届の作成の手引き ☞［要領］老齢・障害・遺族・寡婦 裁定事務（応用事例）1.44 第三者行為事故 ☞［要領］老齢・障害・遺族・寡婦 裁定事務（応用事例）1.3 外国居住者からの請求 ☞［要領］裁定事務（共通確認・審査）　2.4 請求者の個人番号又は基礎年金番号等の確認【障害】【遺族】 ☞［要領］中央年金センター業務編 再裁定等業務 再裁定業務 3.3.2 昭和 55 年改正法附則第 63 条 ～略～

「年金相談マニュアル」（諸変更・その他）に関する意見・回答

通番	拠点	項目		該当箇所	意見	改善案	回答
1	淀川	別添4	1ページ	8.2　諸変更・その他の相談（共通の相談対応手順 8.3　諸変更・その他の相談（個別の届書の相談対応手順	相談ブースでの一般的な話であるが、諸変更・その他の章にあることに違和感があるため、別の箇所に移動させたほうがいい。	相談ブースでの一般的な相談については、第二章の名称を「相談時の対応」に変更し、2.4に8.2及び8.3の項目を追加する。	検討の結果、相談対応時の手順については一連の流れを参照しやすいよう、現状のままとしました。
2	淀川	別添6	12ページ	8.3.1　一般的な相談対応（１）受給権者原簿の確認	「～差止め又は支払保留になっていないか確認する。」確認した後の対処方法についてもあったほうがいい。	枠外に対処方法のリンク先を記載する。	対応方法について追記しました。
3	山形	別添6	17ページ	8.4.2「生計維持確認届」の相談（２）制度説明	加給過払い防止のため、説明項目を追加した方がいい。	配偶者が満了者で受給権が発生しているが、未請求によって加給過払いになるケースも多々あることから、説明事項に追加をする。	配偶者が満了者である場合の取扱いについて追記しました。
4	宮古	別添6	17ページ	8.4.2「生計維持確認届」の相談 (2)制度説明☑check	加給年金額等対象者が満了の共済年金を受給している場合、共済連携システムとの連動が遅いため、過払いを防ぐためにも加給年金額対象者支給停止事由該当届(230号)の提出を求める。	「加給年金額等対象者が満了の共済年金を受給している場合、加給年金額対象者支給停止事由該当届(230号)の提出を求める。」を追加する。	項番3を参照してください。
5	八戸	別添6	18･19ページ	8.4.2「生計維持確認届」の相談（3）「生計維持確認届」の案内	確認が必要な時点から1年以上経過している場合を想定し、生計維持確認届にあらかじめ「引き続き生計維持関係があることを申し立てる」旨の欄が印字されているべき。	相談マニュアルに関する改善要望案ではありませんが、意見がありましたので提起します。	届書様式については、今後の見直しにて検討いたします。
6	横須賀	別添6	22ページ	8.4.3「年金受給権者所在不明届」の相談（8）受付後の説明	MACS「TOP＞年金給付業務編＞年金相談＞年金相談＞遺族年金･寡婦年金･死亡一時金)＞遺族厚生年金の請求　(2)遺族の要件の確認の　Pointに記載があるように、行方不明日と死亡日が一致しないが近接している場合は死亡当時の生計維持関係の認定について判断困難な事例として協議依頼が必要となり、結果によっては遺族年金の給付に結びつかないことがあるため、同内容ではあるが追記をした方がよい。	(8)受付後の説明欄　に追加する。	年金受給権者が死亡した後の状況に応じて説明が必要な事項であり、対応方法については遺族年金及び未支給年金の相談手順に明記されていますので、「年金受給権者所在不明届」の受付時の説明事項としては記載は行わないこととしました。
7	横須賀	別添6	24ページ	8.4.4「老齢・障害・遺族給付支給停止申出書（様式第590号）」の相談 (2)制度説明	国年法第20条の2第4項、厚年法第38条の2第4項、国年法施行令第4条の4の2、厚年法施行令第3条の3において規定されている、申出による停止がされていても「支給を停止されていないものとみなす」他制度給付について説明をすることを加えた方がよい。	「□自ら停止の制度について説明する。」に労働者災害補償給付、児童扶養手当、健康保険傷病手当金等、政令で定める他制度給付において年金との支給調整が行われている場合にあっては、年金の支給が停止されていないものとみなされるため、当該他制度給付で支給調整がなされる旨の説明を追加する。	追記しました。
8	小樽	別添6	25ページ	8.4.4「老齢・障害・遺族給付支給停止申出書（様式第590号）」の相談	成年後見人等の登録がある受給者について、間違った届出による支給停止を防止するため、成年後見人等へ確認する文言があったほうが良い。	成年後見人等の登録がある受給者から届出があった場合、成年後見人等へ解任の有無、届出が適正かを確認する。	後見人等の法定代理人の登録がある場合の取扱いについては、届書全般に共通する事項となるため、個別の届書の相談手順への記載は行わないこととしました。 届出内容に疑義が生じた場合は、後見人等の法定代理人に対して適宜確認を行ってください。

機密性2完全性2可用性2（年金給付部）

通番	拠点	項目		該当箇所	意見	改善案	回答
9	横須賀	別添6	28ページ	8.4.5「老齢・障害・遺族給付支給停止撤回申出書（様式第591号）」の相談 (3)の〈留意事項〉	年金生活者支援給付金に該当する場合があるため、請求書を受け付ける記載があった方がよい。	「・年金生活者支援給付金に該当する場合は、請求書を受付する。」といった文を追加する。	追記しました。
10	大月	別添6	29ページ	8.4.6「加算金・加給年金額対象者不該当届（様式第205号）」の相談 （1）Point欄	養子だった子が、離縁した場合についての説明を加える。	「遺族基礎年金の受給権者である子が全て養子であり、受給権発生後に離縁した場合、遺族基礎年金は失権となるため「失権届」が必要となる。」を追加する。	追記しました。
11	広島東	別添6	29ページ	8.4.6「加算額・加給年金額対象者不該当届（様式第205号）」の相談 （1）point217号の説明	この支給停止を解除する場合、子の原簿の受取指定口座が現在も入金可能な口座となっているかなども確認した方がよい。	なお、217号を案内する場合、支給停止解除の対象である子の受給原簿を確認し、住所・氏名に変更が必要でないか、受取金融機関が現在も入金可能か、郵貯の窓口受取指定の場合は振込可能な口座への変更を希望するか確認すること。	追記しました。
12	高松西	別添6	30ページ	8.4.6「加算額・加給年金額対象者不該当届（様式第205号）」の相談 「(2)制度説明」の「ポイント」	加給年金が加算されていない場合（配偶者情報登録済）で、不該当となる場合も提出が必要となるため追記する。（「年金給付点検・審査業務研修資料　年金分割請求書の点検・審査に係る留意事項（R5.4）」の12Pの「諸変更届等の受付が必要な場合」に記載されている内容）	「加給年金が加算されていない場合（配偶者情報登録済）であり、不該当となる場合（離婚した場合など）も提出が必要となる。」を追記する。	法令上の規定では、加算額・加給年金額が加算された年金について届出をすることとされているため、記載は行わないこととしました。
13	大月	全体			届出名称・様式に該当していないが、窓口対応で「郵便局の窓口受取」を希望するお客様が一定数存在し、相談を受けることがあるため、説明の注意点をマニュアルに掲載して欲しい。	「送金通知書」を紛失した場合や送付されなかった場合の取り扱い及び受取までに時間がかかることの説明。 また償還請求についての説明 (支払Q＆Aは対処方法であり、相談時の対応ではないため)	「8.1年金受給権者の主な諸変更・その他の手続き」に、「年金受給権者支払機関登録（変更）届」を追加しました。 送金通知書が未着・紛失した場合の取扱いについては、MACSの再交付「償還請求書」及び支払ヘルプデスクQ&Aを参照の上、相談対応をお願いいたします。